

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	司法省法学校小史 (2) : 続続明治法制史料雑纂(五)
Sub Title	History of the Ministry of Justice Law School during Meiji Era(2).
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.7 (1967. 7), p.57- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670715-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

司法省法学校小史(2)

続 続・明治法制史料雑纂(五)

豊塚 手

- 一 はしがき
- 二 明法寮の法学生徒……以上前号
- 三 司法省法学校正則科
- 四 東京法学校の創設、閉校並びに学生の処理……以上本号
- 五 司法省法学校速成科……以下次号
- 六 もすび

三 司法省法学校正則科

明治八年五月、明法寮は廃止され、その事務の一部は本省にひきつがれた。次の通りである。
太政官布告(1)第八年五月四日

明法寮被廢候ニ付從今本省ニ附屬候条此旨相達候事
從来、法学生徒を管理していた明法寮生徒掛が、本省へ移つたのである。「正則科略誌」に「本校ヲ司法省直轄ニ属ス」とあるは、その意味である。
この移管直後、司法省では、法学生徒若干名を選び、フランスへ留学させることを決定、次のように伺いでた。

生徒仏國へ留学之儀ニ付伺

当省明法寮ニ於テ明治五年七月同上仏蘭西法律学生徒被立置候處追々学科進業仏蘭西大学校ノ課業ニ相耐可申ニ付上達ノ者六名ヲ精選シ仏蘭西本国へ留学被仰付同國大学校ニ於修業為致実地裁判之景況ヲモ熟知為致候得者成業帰朝之上ハ本邦法科ノ基礎ニ相成從來内外人裁判之御用ニモ屹ト可相立存候間先以三ヶ年之間途ヲ以テ留学被仰付度最モ入費之儀ハ定額中ヨリ仕払可申積實御許容相成ニ於テハ教師ボワソナードヨリ申出之趣モ有之前以仮國文部卿大学校教官ヘモ夫々依頼之手続仕答ニ付至急御評決相成

度此段相伺候也

明治八年五月九日

司法卿 大木喬任

三条太政大臣殿

伺之通聞届候条人選之上名前可申出候事

但大藏省へハ其省ヨリ通達可致事

明治八年五月十七日

この許可によつて具体的人選が行われ、六名を決定、太政官へ報

告されたが、七月に至り、司法省はさらに一名の追加を、次のように伺ひでた。

当省生徒仏國留学之者増加之儀ニ付伺

当省法律学生徒之内追々進業之者五六名ヲ精選シ仏國江留学被仰付度旨先般相伺過ル五月十七日ヲ以御聞届相成候ニ付既ニ過日六名人選之上名面及御届置候處六名之外岡村誠一義不少勉励学業モ薦進往々仏國大學課學ニ可相耐者ニ有之候旨教師及其掛リヨリ申立候間猶一名增加前六名之者同様留学為致度尚又此段相伺候也

明治八年七月三十一日

司法卿 大木喬任

太政大臣三条実美殿

伺之通 但大藏省へハ其省ヨリ通達可致事

明治八年八月十四日

かくして、七名のフランス留学が決定した。「正則科略誌」に「八月、生徒木下広次以下熊野敏三、井上正一、磯部四郎、栗塚省吾、

関口豊、岡村誠一ニ仏國留学ヲ命ス」とあるのが、それである。

また、同月、司法省總則並各課章程（八年八月三十日）によつて職制改革が行われるや、生徒掛は廃止され、その事務は第二局法学課の所管となつた。すなわち同課は「法學生徒ヲ監督シ其勤惰ヲ案シ出入起止ヲ調査スルヲトル」ものであつた。法学課長には、司法権少丞杉山孝敏が就任した。⁽⁸⁾ 第二局長に補せられた者の氏名は明らかでないが、「正則科略誌」に、その時「大丞青山貞校務ヲ督シ」⁽⁹⁾ とあるから、彼が局長になつたとみてよからう。

さて、前述のごとく、法學生徒十五名の中、七名の留学が決まつたので、定員二十名の中、十二名の欠員を生じた。法学課創設最初の仕事は、そうした欠員補充の件であつた。どんな方法で募集が行われたかは明らかでないが、前例によれば門外の掲示であつた筈である（本誌前号七八頁参照）。

今般生徒定員之内十二名欠員ニ付テハ開成学校ヨリ引送之生徒者勿論ジュリイ氏附属之生徒其他申込之者一同ニ試験致補員度此段相伺候也

明治八年九月十三日

法学課

追而試験日限之儀者來ル廿日致治定度候事

さらに、この試験に先ぎだら、法学課は応募者の素質良好なるに鑑み、定員を超えて採用するか否かをあらかじめ定めるべく、次のとく伺ひでた。

當度生員補欠之儀ニ付来ル廿日開成校引送生徒並ニジュリイ隨従生徒其他一同試験致ス可ク御聞済ニ相成候處當度試験学力殿最

之儀ハ先ツ在來生徒之学力ニ比準スル程度ト定メ從來学ヒ得タル
学科ヲ其明細ニ從而之ヲ調ヘ且ツ漢書ハ日本外史ヲ清読セシムル
コトニ御治定有之候ヘ共開成生徒既ニ拾二名ニシテジュリイ生徒
四名ヲ加フレハ概員十六名ニ御座候他
是算入セス右生徒中開成校之部ハ勿論ジュリイ生徒モ中々優等之者ニ被相考候間試験ニ当
ル学力同等之者万一枚員十二名之外ニ越ヘ候ハマ其残リ生徒ハ如
何所分致ス可キ乎定員二拾名外之増員ニ組込ミ可然乎此段予メ相
伺置候也

明治八年九月十五日

法学課

この伺書によつても、全体の応募者数はわからないが、「開成校生徒」「拾二名」と「ジュリイ生徒四名」がとくに優秀な応募者であつたことがわかる。「開成校」は大学南校の後身であつて、正確にいえば、当時は東京開成学校と称していた。⁽¹²⁾「ジュリイ生徒」というのは、ジュリイ (Leon Dury) が個人的に教育していた生徒である。⁽¹³⁾

前掲法学課伺に対する大木司法卿の指示は、「定員二十名ニ満ルヲ以テ」限度とすることであつた。それがため増員は実現せず、欠員の補充のみにとどまつた。新生徒の発令日は明らかでないが、入学試験が九月二十日であつたから、それ以後月末までの間である。補欠入学者十二名の氏名は、次の通りである。

第一 大島三四郎(長崎県士族、二十年三ヵ月)、第一 福原直道(飾磨県士族、二十一年八ヵ月)、第三 一瀬(沢井) 勇三郎(長崎県士族、十

九年九ヵ月)、第四 橋本胖三郎(愛知県士族、二十年三ヵ月)、第四井田鐘次郎(堺県士族、二十年一ヵ月)、第六 亀山貞義(東京府士族、二十年七ヵ月)、第七 立木頼三(愛知県士族、二十二年三ヵ月)、第八 高木豊三(京都府平民、二十四年三ヵ月)、第九 杉村虎一(石川県士族、十九年三ヵ月)、第十 藤林忠良(堺県士族、二十二年四ヵ月)、第十一 岩野新平(名東県士族、二十年七ヵ月)、第十二 大塚成吉(東京府士族、十九年十ヵ月)

この序列は、入学試験の順席と思われる。

補欠入学に先きだち、それまで舎長があつた木下広次のフランス留学が決まつたので、九月十三日 法学課は、その後任として小倉久を選んで上申したが、大木司法卿は「当分之内現今在学之生徒奄名宛從来之舎長心得を以當直事務取扱可申事」と指示した。⁽¹⁴⁾それがため、それ以後は、特定の舎長は設けられなかつたようである。

なお、明治七年四月制定の「明法寮生徒規則」、「舎中規則」(全八カ条「舎中雜則」(全五項)および生徒に対する給与の定則(五年九月制定、七年十二月一部改正)などは(本誌前号七六頁八四頁参照)、法学生徒の司法省移管後も從前のまま行われていたが、八年九月、補欠生徒入学の折、「明法寮生徒規則」は「法学生徒規則」と改められ、新生徒はもちろん、旧生徒もあらためて法学課宛の生徒証書の提出を求められた。⁽¹⁵⁾その証書の形式、内容は変らず、ただ証書の宛名が「明法寮」から「法学課」へ変つたのみである。「舎中雜則」には若干の事項が追加されたが、とくに採りあげているべき変更ではない。⁽¹⁶⁾「舎中規則」は從前通りである。給与の「定期」は、十月二十二日

一部に改正され、食費を増額して一ヵ月五四二十五銭とし（従前四

円五十銭、その代り小遣が一ヵ月一円五十銭（従前二円二十五銭）に減額された。⁽¹⁹⁾

補欠生徒の入学に先きだち、法学課は、次のように、生徒の考課

表作製の件を伺いでた。⁽²⁰⁾

（20）

今般法学生徒引立之儀追々盛大ニ御取運可有之御旨意ニ付テハ

後來司法之事務實際ニ暢達スルノ神髓ハ全ク生徒之成立ニ可有之

事ト奉察候然レハ今日ヨリ法律専門ノ學業ヲ終ルニ至ルノ學科ハ

年限中何学又ハ何科ノ修業ニ渉ル可キ云々之等級表ヲ教師ボアソ

ナード之見込ニ依リ予メ作ラセ置キ後來甲某生徒之学力ハ何級ニ

在リ乙某生徒之学力ハ何級ニ進ム可キ模様ヲ較量監別ス可キ一覽

ニ備へ置キ度右之段思召モ有之候ハ、然ル可キ御取舍ヲ以テ教師

ハ御命令有之テハ如何候哉此段至急相伺候也

明治八年九月十五日

法学課

この伺は司法卿宛のものと思われる。司法卿の指示は明らかでな

いが、伺の趣旨はそのまま認められ、ボアソナード、ブスケ両教師

に対し、生徒の考課表作製の指示があつたと推測できる。なぜなら

ば、後ちに述べのごとく、両教師から生徒の成績調査が報告されて

いるからである。

明法寮生徒は前節で述べた通り、修業年限の定めがなかつた。司法省本省が引きついだ以後においても、その点は変らない。その生徒の一部はすでにフランスへ派遣され、残存生徒についても早晚なんらかの修業打ち切りの処置を採る必要があつたであろうから、そ

の下準備としての学力調査であつたかも知れない。
同年十一月七日、まずブスケが、生徒の学業成績を報告した。彼は生徒を三階級に区分し、次のとく述べている。

（前略）

第一組 小倉、宮城、大島、岸本、福原、⁽²²⁾ 沢井⁽²³⁾

第二組 井田、加太、高木、立木、橋本、内藤、龜山

第三組 井上、木下、藤林、杉村、岩野、矢代、大塚

第一組ノ生徒ハ啻ニ其現力ノミニ無之尚ホ頗ル向來進学ノ目途

相立候輩ニ有之候 第二組生徒ハ進歩ノ目途及ヒ見解モ未タ格別

ニ無之候得共課程ノ儀ハ聊カ無差支相履ミ候輩ニ有之候 第三組

ノ生徒ハ甚タ記憶乏キ輩ニ有之候乍併試験ハ矢張同様相受申候夫

故他組ノ諸生ニ比スレハ余程骨折ノ様子相見申候（下略）

つづいて翌九年一月十九日、ボアソナードもまた生徒成績序列

を、次のように報告した。

（前略）

今般嚴密ニ試験致シ候処順序ハ左之通ニ御座候

諸生徒階級

第一 宮城、第二 小倉、第三 岸本、第四 加太、第五 井

上、第六 木下、第七 内藤（以上旧生徒）、第八 亀山、第九 橋

本、第十 大島、第十一 沢井、第十二 岩野、第十三 高木、

第十四 井田、第十五 藤林、第十八 立木、第十七 福原（当

人儀病氣無之候ハ、今少々能ク出来可申候）、第十八 杉村（以上新生徒）、第十九 矢代（旧生徒）、第二十 大塚（新生徒）

旧生徒中唯一名矢代氏儀ハ新入諸生徒ニモ及ハサル様相見候
同氏儀ハ別ニ何カ勘考致サセ候方啻ニ官ノ為メノミナラス亦同氏
ノ為メニ取テモ却テ都合ニ可相成其实法律学ハ必ラス同氏ノ力ヲ
用フ可キ事業ニ之レ有ルマシキ哉ニ被存候（下略）
ブスケ、ボアソナード両氏の間に、多少評価のちがいもあるが、
宮城、小倉を最優等生と見る点では全く一致している。

この頃、法学課においては、これら生徒の処置が、いよいよ表面
化はじめたようである。次の伺は、その辺の事情を物語つてゐる。⁽²⁵⁾

在来生徒所分ノ儀ハ兼テ言上ニ及ヒ候儀モ有之候へ共到底只今
ノ如ク兼勤ノ教師ヲ以テ不足ノ時間ヲ課シ候テハ所詮姑息ヲ以テ
其成立ヲ傍伴スルニ帰着シ剩ツサヘ前ニ定式ノ順序ヲ踏マシメ
ス後チ卒業ノ期限ヲ立テス因襲年月ノ糜ヤサンコト甚タ然ルヘカ
ラサル儀ニ奉存候既ニ武助解約ノ後チハジユランヲ以テ之ヲ繼
カシムヘキ御内議モ有之候ヘ共ジユラン亦專任ノ教師ニ非ラス仮
令勉強授業致呉候トモ一日一時間乃至一時間半ノ余暇ヲ以テ教場
ニ臨ムニ過ギス然レハ兩人ノ教師執レモ兼任ナレハ其心志執ヒ生
徒ニ専ラナルヲ得ス専ラナラサル教師ヲ以テ僅々ノ時間ヲ頼ミ以
テ成業ヲ他日ニ臨ムハ亦其宜キヲ得ルトセンヤ是レ畢竟教師ヲ利
スルノミニシテ其益遂ニ生徒ニ帰セス故ニ必ス二十名ヲシテ成業
ノ地ニ至ラシメントストキハ更ニ学科ヲ課シ年限ヲ定メ専任ノ
教師ヲ迎ヘサレハ果シテ成効ヲ奏スルニ足ラス若シ亦專任ノ教師
ヲ迎フルニハ其月給必ス五六百円ナラサルヲ得ス先ツ之ヲ五百円
ト見做ストモ二十名現費二百円營繕費書籍亦五十円物計合シテ九

百五十円年計ニシテ一万千四百円ニ御座候夫レ一万千四百円ハ海
外留学生大凡ソ十二名ノ年費ニ付キ之ヲ内ニ糜ヤシテ無用ニ帰セ
シメンヨリハ寧ロ之ヲ外ニ靡ヤスニ如カス因テ考フルニ斷然此二
十名ヲ解散シ就中其優秀ヲ試験シ上等ハ之ヲ海外ニ遣ヘシ中等ハ
新生徒ノ通弁又ハ俗官等ニ充テ下等ハ之ヲ退謝セシメ向後全力ヲ
新生徒二百名ニ用イ候テハ如何ヤト愚考仕候右至急御裁議ヲ仰キ
候也

二月十五日

杉山孝敏

ボアソナード、ブスケ兩教師共に、立法顧問の傍ら法学校の教師
であつたため、十分な教育が行われず、法学課長の不満の種は、そ
の辺にあつたものと思われる。また、ブスケの任期満了は余すとこ
ろ僅か一ヶ月半にすぎず、残るはボアソナードのみ、明法寮以来の
法學生の解散が考慮されるのも当然であろう。さらに後に述べ
るごとく、当時すでに第二期生百名の養成が決定していたので、法
學教育の主力をこの生徒にそそぐ必要もあつたのである。

この杉山課長の上申に対し、司法省主腦部がどんな評議をしたか
は明らかでないが、結論的には二十名の生徒の解散を決めたものと
思われる。なぜならば、翌三月末、杉山課長はふたたび解散の具体
策を、次のごとく上申しているからである。⁽²⁶⁾

別紙ノ通り御決議ニ相成候上ハ左ノ運方ニ仕候テ然ルヘキ此段
一 先ツ教師ヘ生徒ノ学力ヲ上中下三等ニ別チ試験致呉候様御示
命可有之カ

一 三等ノ別相立候上ハ上等ハ海外行ヲ命スヘク候へ共中等採用

云々モ其学力ト其望ミトニ任セ更ニ其時ノ御指揮ヲ仰キ候様仕ルベキカ

一 下等ノ者ハ直チニ退校ヲ命シ然ルヘキヤ

明治九年三月二十七日 杉山孝敏

この上申の冒頭の「別紙」「御決議」の内容はわからぬが、生徒解散についての省議を指すことは明らかであろう。

なお、ボアソナードは、それに先きだつ二月三十日、宮城、小倉、岸本三名のフランス留学を司法卿に上申している。

三月初旬、ブスケは帰国したから⁽²⁸⁾、四月からの授業は専らボアソナードが担当したと思われる。もつとも生徒解散の気運が濃厚であったから、落付いた勉学の雰囲気ではなかつたにちがいない。ところが、生徒解散の件はなぜか容易に実現せず、夏休みに入る七月に至つた。同月三日、ボアソナードはフランスへ派遣すべき生徒について、司法卿に対し次のとく上申した。

(前略)

既ニ生徒七名者巴里府ニ在リ因テ更ニ十三名御遣シニ相成都合二十名之数ニ充テラレ度奉存候

即チ旧生徒ノ学力ヲ得タル者及ヒ新生徒ノ性質聰敏ナル者十三

名ヲ擢デ甲乙ノ次叙ヲ定メ左ニ之ヲ掲ク

左ノ内一名（加太） 渡航セシメラレサルニ於テハ第十四号之生

徒ヲ相加ヘ可然候

第一組 受業二年 一 宮城、二 小倉、三 岸本、四 加

太、

第二組 受業十八ヶ月 五 木下、六 内藤、七 井上、
第三組 受業一年 八 大島、九 岩野、十 亀山、十一
高木、十二 橋本、十三 沢井、十四 井田、

若シ更ニ十三名ヲ発遣候義閣下ニ於テ御承諾無之唯々先例ニ依ルノ御趣意ニテ名上ニアル者七名程派遣シ之御決意ニ候ハ、第一級ノ三名ヲ除クノ外ハ第三組ニ御着意ヲ希ヒ度候何トナレハ此組ハ受業ノ年資尚ホ残キ故ニ法科ノ得業モ尚少シト雖トモ此内數名者聰敏頗智ニシテ後來屹度御用立可申者ナリト奉存候故ナリ（下略）

しかし、フランス留学をはじめ生徒全般の処置についての省議は、夏期休暇を目前にてもなかなか決定しなかつた。休暇に入るト、生徒の帰省などあつて、处分の決定に不便のあることを憂慮した杉山課長は、ボアソナードの「公撰」案を添え、応急の処置を申出た。⁽²⁹⁾ 次の通りである。

別紙旧生徒式拾名ブアソナドノ公撰ニ本ツキ其レ々々御所分相成ル可ク候へ共右生徒中ヨリ例年ノ常規ノ如ク帰省下宿等差迫リ願出候事情モ有之旁都合有之候間就中加太邦憲高木豊三拝命及ヒ

杉村虎一已下五名除退ノ分丈目今御处分相成候テハ如何哉

明治九年七月二十四日

杉山孝敏

(別紙)

宮本告三 小倉久 岸本辰雄 木下哲三郎 内藤直亮 井上操
右六名海外留学ヲ命セラル可キ分

大島三四郎 岩野新平 龜山貞義 橋本胖三郎 沢井勇三郎
井田鐘次郎

右六名ジユスランへ附属セシムヘキ分
加太邦憲 高木豊三

右二名教師メリエ手伝申付クヘキ分

杉村虎一 藤村忠良 立木頼三 福原直道 矢代操 大塚成吉

右六名除退スヘキ分

「ジユスランへ附属」の意味は、はつきりわからないが、前掲二月十五日付杉山課長の伺書によると、彼はブスケの後任者として考えられたこともあつたようであるから、七月六日に司法省「検職顧問」として雇傭された彼をして、傍ら残留一部生徒の教育を担当させる予定がたてられたのかも知れない。メリエは、後述のごとく第二期生のために雇傭されたフランス語教師である。

翌月五日、ようやく省議がまとまり次のように決定した。⁽³²⁾

宮城浩三 小倉久 岸本辰雄
右仏国留学 但向三ヶ年一ヶ年ニ付学資金一千円宛
木下哲三郎 内藤直亮 井上操 大島三四郎 岩野新平 龜山
貞義 橋本胖三郎 沢井勇三郎 井田鐘次郎 高木豊三

右十名出仕申候事 但一ヶ月金拾円宛與

杉村虎一 藤林忠良 立木頼三 福原直道 矢代操 大塚成吉

右六名御採用不相成輩
右之通旧生徒御所分候事

加太の名がみえないのは、彼はすでに早く七月二十六日付で十等に出仕に任命されていたからである。⁽³³⁾ この八月五日決定の内容は、先きにあげたボアソナード「公撰」案と若干ちがつて、留学生の数が減り、また「ジユスランへ附属」の一件が全く削られている点である。前者はおそらく経費の問題であろう。後者はジユスランの法学校への出講が、なんらかの理由で実現しなかつたためと思われる。「正則科略誌」には「本省官吏ニ採用」の者に「尚ホ一年間『ボアソナード』ニ就キ刑法草案ノ講義ヲ聽カシム」とあるが、これは、ジユスランが担当することを予定していた補充講義を、ボアソナードが受けもつたのかも知れない。なお、前掲の決定に「法学校旧生徒」とあるのは、全員の修業が七月を以て終了（卒業）しているためである。⁽³⁵⁾

かくして、旧明法寮以来の法学生徒の処理はすべて完了した。そして後ちに明治十七年十一月十七日、九年七月の卒業者二十名に八年七月の留学者五名を加えた二十五名に対し、法律学士の称号が授与された。⁽³⁶⁾ 彼等がいわゆる正則科第一期生であり、東京控訴裁判所検事在職中、汚職の容疑をうけ、国外に逃亡した橋本胖三郎をのぞき、他はいずれも明治、大正の司法界、学界あるいは他の官界ではなばなしの活躍をした人々である。

第二期生の募集が計画されたのは、明法寮の生徒が本省に引きつがれた直後の六月であった。大木司法卿は、次のように伺いでたのである。⁽⁴⁰⁾

当省生徒増員並仏国教師御雇入之儀伺

法律之儀ハ内外人民ノ大關係ニシテ政治ノ進歩ニ准シ從テ精密ヲ
加フ可キハ今後ノ要務ニ候法院専門ノ學開ケサルヨリ裁判上自
然困難ヲ生シ候儀モ不少依テ先年來當省ニ於テ生徒十余名ヲ置キ
仏國法律教師ヲ以為教育追々學業ノ進モ相見屹度将来之御用ニ可

相立目途ニ候得共即今ノ分ノミニテハ固ヨリ少員數ニテ仮令成業
候モ各府県ニ派出スル等ノ用ニ充ツルニ足ラス候間今又生徒一百

名ヲ限り遍ク各府県ニ精選シ仏國教師三名新規雇入從來之通為教
育度左候ハ、追々専門之法律相開ケ特ニ裁判ノ困難ナキノミナラ
ス人民一般之便益相成見込ニ有之候間至急御裁可相成度此段相伺
候也

明治八年六月二十二日

司法卿 大木喬任

該府県庁 御中

法学学生徒招募告示

この伺に対し、太政官が「伺之趣聞届候条生徒諸費並雇入外国人
給料等ハ兼テ相達候経費額内ヲ以支給可致事」と指令したのは、約
半カ年後の同年十二月二十三日であつた。「兼テ相達候経費」とい
うのは、明法寮生徒創設の当初に定められた年間八千円の費用を指
すのである(42)（本誌前号六二頁参照）。當時、益々拡充されてゆく司法
機関の要員を、大量に養成しようとすることは、大木司法卿の素志
であつたといわれる。(43)

かくして、翌九年三月、法学生徒の募集、養成に関する次の司法
省達が制定された。

第一条 仏國法学ハ仏國教師ヲ以テ之ヲ教授スヘシ
第二条 教師ハ普通學教師専門學教師ヲ前後兩様ニ雇入ルヘシ

明治九年三月五日司法省達第三十一号

今般當省ニ於テ仏國法律学科専門ヲ開キ候條別紙規則ニ準シタル
年齡學術有之者ハ該府県庁ニテ左ノ雛形ニ依リ履歴ヲ取纏メ來ル
四月限り當省へ差出スヘク候条此旨相達候事

願人履歴雛形左ノ通り 用紙美濃紙一枚

貫属何ノ誰弟
年齡氏名

從來教授ヲ受ケタル師名

同通読シタル書名

右之通相違無之候事

年	月	日	本人	何	誰
---	---	---	----	---	---

第三条 生徒ハ華士族平民ヲ撰ハス年齢滿十八歳ヨリ二十歳マテ

ノ者ニテ和漢書籍ノ概略ニ通スルモノヲ募ルヘシ

第四条 生徒試験ノ方法ハ無点文及ヒ和漢ノ書籍ヲ清読セシメ及

ヒ經義ヲ講述セシムヘシ

第五条 試験ニ当ル生徒ハ更ニ医員ヲシテ其身体ヲ検査セシメ其

弱質又ハ痼疾アルモノハ之ヲ取ラス

第六条 試験畢ハリ入学ヲ許ス者ハ左ノ書式ニ従ヒ入学証書及其

父兄親族等ノ者ニテ府下ニ在住又ハ寄宿セル慥ナル者ノ保証書

ヲ差出サシムヘシ

料紙美濃紙一枚ニ認ムヘシ

入学証書雛形

何府華士族農商 苗氏名
何某_弟又ハ厄介年齡當干
ノ歲何年何ヶ月

一 私儀今般御省法学校へ官費入学相願候上ハ左ノ御定則

ヲ遵奉仕リ決シテ違背仕間敷候事

一 校則ヲ相守ルヘキ事

一 官命ニ非ラサレハ決シテ退校ヲ願間敷事

一 卒業ノ上ハ十五ヶ年間奉職其時ノ御指令ヲ待ツヘキ事

年月日

司法省 御中

苗氏名印

保証雛形

一 今般何某御省法学校へ官費入学相願候上ハ在校中同人
身分ノ儀ハ私一切取請可申右保証仕候也

父兄又ハ親族

年月日

司法省 御中

第七条 最初生徒一百名ヲ撰ヒ入学セシムルト雖モ毎期（六ヶ月

ヲ一期トス）之ヲ試験シ其進歩セシ者ハ之ヲ進級セシメ其不進

歩ナルモノハ退校セシムヘシ

第八条 生徒成業ハ凡ソ八ヶ年ヲ限トスヘシ且在学中ハ官費ヲ以

テ之ヲ給養スヘシ

第九条 生徒ノ帰省ハ一等親ノ疾病又ハ其喪ニ非ラサレハ之ヲ許
サス

但一等親ノ疾病又ハ喪ト雖モ其父兄又ハ親族等ノ証書ヲ

以テ之ヲ請フヘシ且日數ハ往返ヲ除キ三十日ヲ過ルヲ許サス

其往返及ヒ滞留日數共六十日ニ満ル者ハ其期ノ試験ヲ除キ其

後期ノ試験ニ組入ルヘシ

第十条 生徒疾病アルトキハ校内病室ニ於テ療養セシムヘシ其危

篤ナル者ハ府下病院又ハ其親族等ノ許ニテ養生セシムヘシ

但平生賄料ノ外医者ノ証書ニ従ヒ薬餌料ヲ給スヘシ最モ六

十日ヲ過ルモノハ之ヲ給セス

註 明治九年三月八日司法大少丞ヨリ通達

料紙同前

当省本年達第三十一号達書三丁法学生徒招募告示第七行中「情」

ハ「精」ノ誤

従来の明法寮生徒規則、法学生徒規則、舎中規則、舎中雜則など、いすれも省内の内規であつたが、ここにはじめて正式の法令を以て法学生徒についての根本的な規則が制定されたのである。

この司法省達にもとづき、各府県は生徒を推薦した。⁽⁴⁵⁾また、五月には法学生徒寄宿所が、本省内旧松本藩邸内に新設、さらに新教室も六月に落成⁽⁴⁶⁾、生徒の受入準備も着々と進んだ。

推薦された生徒について書類詮衡が行われ、それを通過した者についての入学試験は、七月三日から七日まで行われた。⁽⁴⁷⁾

この募集に応じて入学した小宮三保松は、入学期前後の模様を、次のごとく語つている。⁽⁴⁸⁾

明治九年、木戸公の発意で、司法省法律学校が設立され、予が岳父杉山幸敏^(まき)が其の校長に任せられ、同時に試験官をされた時である。八百名計りの入学志願者の内から百名選抜して入学を許された……此の時の入学試験の科目は漢学ばかりであつたが、白文論語の辞書と白文通鑑の句点を附ける事を課せられた。簡単の如うではあるが、之れに由つてどの位まで経史に通曉して居るかと云ふ実力を驗られるのであるから、却々容易の事ではなかつた。
(中略) 予は入学資格年齢の十八歳に達しては居らなかつたが、其処は当時のことであるから、好い都合に年齢を足して二十番の席を得て入学した。……法律学校の予科に入学してからは、和漢文は一切用ひず……仏人の講師から直ちに仏語を以て普通学を教授

された。其の頃は毎週一回宛の試験があつて、春秋二期大試験があつた。

「法律学校」と述べているが、司法省「法学校」の名称が正式に決まつたのは、後後に述べるごとく翌年のことである。また、杉山を「校長」といつているのも、法学課長——校長と俗称していたかも知れないが——の誤りである。なお、「木戸公の発意」とあるのが正しければ、参議木戸孝允の意向にもとづき、大木司法卿が設立を決意したものといえる。

同年七月二十七日、合格者に出頭が命ぜられ、二十九日付で「法学生徒」の辞令が交付された。⁽⁵⁰⁾そして九月から授業が開始されたのである。「正則科略誌」によると、入学者は「先ニ募集シタル生徒百名及ヒ別ニ四名」とあるから合計一〇四名である。しかし、「別ニ四名」の意味は明らかでない。

教師はあらたに雇傭されたフランス人ムーリエ^(Pierre Joseph Mourié)であり、別に「助教」数名を置いたといふが、加太邦憲以外は、その氏名を明らかになしえない。

第二期生の入学が発令された直後、七月二十九日、法学課は「法学生徒仮規則」を定めた。これは「生徒入校ノ上実地ニ就キ更ニ改正」する予定の「仮」規則であった。⁽⁵¹⁾さらに九月二十二日、その一部を修正した。⁽⁵²⁾そして翌月、法学課はこれまでの「仮規則」を「本規則」に改めるべく、次のごとく伺いでた。

別紙仮規則先前同ニ本キ実地ニ照シ朱筆之通添削候間御調査之上本規則ニ取直シ度此段至急相伺候也

明治九年十月五日

法学課

この「別紙」に該当すると思われるものに次の「明治九年十一月一
日揭示・改正法学生徒規則」⁽⁵⁸⁾と題する文書がある。この「掲示」の意味は、十月五日伺が司法卿に承認され、その規則が十一月一日から施行されたことをいうものと思われる。校内に掲示したのである。

法学生徒規則

- 第一条 凡ソ生徒ハ行状端正ナルヲ要ス可シ
- 第二条 飲酒唱歌等一切風儀ヲ乱ル処行ヲ禁ス
- 第三条 舎内雜沓及ヒ舍室教場等ヲ穢ヌルヲ禁ス
- 第四条 日曜日及ヒ諸休日ノ外ハ故ナク外出スルヲ許サス
- 第五条 生徒事故アリテ外出セントスルトキハ其由ヲ監事へ届ケ出テ帰校ノ節ハ証人ノ証書ヲ持参ス可シ
- 第六条 生徒事故アルトキ証人外出等ニテ即時差支候節ハ他人ヨリ其代証ヲ出シ五日以内ニ本証人より其代証セシメタル由ヲ届ケ出テシム可シ
- 第七条 生徒疾病事故ニテ外宿ノ節ハ翌日正午十二時迄ニ証人ヨリ証書ヲ差出サシム可ク若シ五日以上帰校スル能ハサルトキハ詳細ニ其事故ヲ認メ更ニ日数ヲ限リ下宿願ヲ差出ス可シ
- 第八条 生徒ノ帰省ハ一等親ノ看病又ハ其喪ニ非レハ許サス
- 第九条 生徒帰省下宿並ニ事故ニ依リ外泊スル等ニテ帰校スルトキハ其届書ヲ必ラス自分ニ持參ス可シ

第十一条 生徒諸願伺届書等ハ総テ式通ツ、差出ス可シ
但用紙ハ美濃紙タル可シ

第十二条 正月九日改
九年十二月九日
正月九日改

校内出入ハ三月十六日ヨリ九月三十日マデ午後七時限
リ十月一日ヨリ三月十五日マデ午後六時限リトス門限
後已ムヲ得サル事故アル時ハ第七条ノ例ニ従フ可シ
校内出入ハ各名札ヲ附与シ出門ノ節ハ門候ニ渡
シ帰校ノ節ハ必ラス法學帽を着用ス可シ

第十三条 他人[外室]応接ハ必ラス応接所ニ於テシ各自ノ舍室ニ
誘引スルヲ禁ス

第十四条 休憩所ノ外ハ喫茶吸烟及ヒ新聞紙雑書等ヲ展閲スルヲ
禁ス

第十五条 教授ノ課程及ヒ方法ハ一切教師ノ指揮ニ任シ生徒自己
ノ意見ヲ述ルヲ禁ス

第十六条 凡ソ生徒学業質問ノ外ハ事ヲ教師ニ依談シ又ハ教師ノ
依談ヲ受ルヲ禁ス

第十七条 晨起五時半トス可ク若シ疾病ニテ五時半以後寝室ニ在
ル者ハ同室ノ者ヨリ其由ヲ届出テシム可シ

第十八条 生徒疾病事故ニテ欠席スルトキハ同室ノ者ヨリ教場ニ
於テ教官ニ報知セシム可シ

- 第廿一条 課業時間ハ午前第六時ヨリ午後第九時半迄トス
第廿二条 運動時間ハ必ラス運動場ニ出ツ可シ
第廿三条 午後第九時半後ハ必ラス読書ヲ廃シ寝ニ就ク可シ
生徒疾病アル時ハ校内病室ニ於テ療養セシム自然伝遷
病ニ罹ル(同ク其危篤ナル)者ハ府下病院若クハ其親族知音ノ許ニ於テ養生セシム可シ
但入費ハ平常賄料ノ外医師ノ証書ニ從ヒ薬餌料ヲ与
フ可シ尤モ六十日以外ハ之ヲ給セス
- 第廿四条 每日午後六時半ヨリ八時迄ノ間ニ於テ入浴ス可シ
第廿五条 生徒給与錢トシテ一名ニ月々壹円五拾錢ヲ給ス可シ
但五ノ日毎ニ之ヲ分チ給ス可シ
- 第廿六条 生徒衣服及ヒ靴ハ一年兩度之ヲ給ス可シ
第廿七条 生徒給与服洗濯夏分ハ月曜日木曜日冬分ハ月曜日ト定メ銘々其服ニ木札ヲ附シ洗濯室へ差出シ置ク可シ
- 但官費ニテ給与シタル衣服ノ外ハ洗濯自費タル可シ
生徒ノ學業ニ関スル筆紙墨ハ一切官費ヲ以テ之ヲ給ス
可シ
- 第廿九条 ランプホヤ破損ノ節ハ銘々自費ヲ以テ弁ス可シ 舍室シメ之ヲ渡ス可シ ノホヤカ
- 第卅一条 生徒ニ諸物品ヲ渡スハ物品渡帳各自姓名ノ下へ検印セ
但午前第八時ヨリ同ク八時半マテ同ク第十一時ヨリ十
二時迄ニ受取ル可シ

当分除キ

ある。
⁽⁵⁹⁾ 同年十二月、生徒規則に若干の増補改正が行われた。次の通りで
き込みと思われる。なぜならば、十二月二十七日の改正で、
その言葉が改めて挿入されたからである(本稿六九頁参照)。

法學生徒規則別紙之通増補並ニ改正致シ度此段相伺候也
明治九年十二月廿七日

法学課

第卅一条 生徒転籍又ハ其県分合併ニ家名等總テ身分ニ係ル事件有之節ハ速ニ届書ヲ差出ス可シ
第卅二条 証人転籍転居又ハ其県分合併ニ家名等相替ル節ハ速ニ届書ヲ差出サシム可シ
第卅三条 証人帰県旅行若クハ死亡等ノ節ハ速ニ代証人ヲ立テ証書并ニ照準印鑑ヲ差出ス可シ
第卅四条 生徒并ニ証人ノ印形相替ル節ハ其都度届書并ニ照準印鑑を差出ス可シ
第卅五条 暑中休暇ノ節帰省及ヒ旅行ヲ請フ者ハ時宜ニ依リ許ス可シ

右ノ規則ヲ違犯スル者ハ事ノ輕重ニ從ヒ禁足又ハ退校ヲ命ス可シ
後註(a) ゴヂは原文の朱筆を示し、□は原文の抹消を示す。

(b) 第二十三条の修正が、同にい「朱筆之通添削」すなわち仮規則の修正部分である。

(c) 「九年十二月九日改正」「当分除キ」「舍室ノホヤカ」等の朱筆は、施行後の書き入れと思われる。但し十二月九日改正の件については、関係文書が残されていない。

第廿三条 生徒疾病アル時ハ校門病室ニ於テ療養セシム若シ百

右從前ノ規則即チ改正第卅二条ノ但書ヲ削ル可シ

然ニ伝染病ニ罹ル者ハ府下病院又ハ其親族知音ノ許ニ
於テ養生セシム可シ

但シ入費ハ平常賄料ノ外當課醫師ノ証書ニ從ヒ薬餌

料ヲ与フ可シ尤モ六十日以外ハ之ヲ給セス
右從前ノ規則但書第一行外字ノ下ノ當課ノ二字ヲ加フ

第廿四条 休暇中ノ下宿ト平常ノ下宿トヲ間ハズ下宿中偶々重病

ニ罹ル者ハ第廿三条ノ例ニ從ヒ薬餌料を給ス可シ

但シ当課医員ノ診察ヲ受ケサル者ハ給セス

右一ヶ条ヲ増補シ從前ノ第廿四条ヲ廿五条トス

第廿五条 生徒給与錢トシテ一名に月々壱円五拾錢ヲ給ス可シ

但シ五ノ日毎ニ之ヲ分チ給ス可シ

右從前ノ規則ヲ改正シ左ノ一ヶ条トス

第廿六条 生徒給与錢トシテ一名ニ付キ一ヶ月壱円五拾錢ヲ毎五

ノ日五百日休暇ノ二分チ給ス可シ

右第廿六条ノ次ヘ左ノ一ヶ条ヲ増補シ從前ノ規則第廿六条ヲ廿

八条トシ以下之ニ準シ從前ノ規則第卅五条ヲ卅七条トス

第廿七条 大試験後井ニ暑中休暇ノ節ハ帰省下宿等ノ者ト雖モ給

与錢賄料共ニ之ヲ給ス可シ

第卅一条 生徒ニ諸物品ヲ渡スハ物品渡帳各自姓名ノ下へ検印セシ

メ之ヲ渡ス可シ

但シ午前第八時ヨリ同八時半マテ同第十一時ヨリ十
二時マテニ受取ル可シ

翌十年一月、省内の機構改革が行われ、あらたに設けられた学校
課（局に属せず、卿に直属）は、従前の法学課の事務をひきつぎ「法
学校ヲ總提シ及生徒ヲ監督ス」るを職掌とした（司法省達〔60〕）。法学
校の名称が司法省の職制にあらわれた最初である。それまでは、單
に法学生徒と呼ばれるにすぎず、学校機構自体の名称は特別になか
つたものと思われる（本誌前号五六頁註1・参照）。学校課長は司法
大書記官青山貞、副課長は司法権少書記官杉山孝敏であつた。〔61〕

普通課目の時間表は、磯野教授が、在学生鶴丈一郎の「算法」ノ
一トの書込みから、次のように紹介されている。しかし、この時間
表も入学何年次のものかは明らかでない。

從八時半至九時半	從九時半至十時半	從十五分至三時	從二時至三時
文典	文格	數學	讀方
モラール	暗記	代數	暗誦
チーム	歴史	博物	月
解説	地圖	地理	火
讀	地圖	地圖	水
歴	地圖	地圖	木
史	地圖	地圖	金

手塚註 (a) 「一時」は十二時の誤りか。
(b) 土曜の授業は午前中という意味か。
前掲法学規則（九年）によると、六ヶ月を一期とし、期末に成績不
良者は退学となつてゐる（第七）。在学生吉原三郎の「私乘」（明治十

年日記)によると、十年一月二十九日から二月七日まで第一期末大試験があり、十八日まで休業、十九日授業再開、六月二十七日から

七月六日まで第二期末大試験、その後夏期休暇、十一月九日授業再開となつてゐる。さらに吉原の「客窓日記」(十一年日記)によると、

二月七日に第三期末大試験終了、一週間休業、十四日授業再開、六

月二十四日から七月三日まで第四期末大試験、その後夏期休暇、九

月十一日授業再開となつてゐる。これにより、毎年毎期の授業日程は明らかであろう。そして、授業期間中は、一週間に「仮試験」が行

われてゐる。この週末試験について、当時の在学生中村純九郎が、

学校は、毎週試験成績表を表示することになりて居た。之を称

して Tableau l'honneur 即ち名譽の表示と云ふて、其の人数は百

人生徒中十人か十五人に限られてゐた。

と述べてゐる。週末試験成績の公示、期末毎の落第退校、寔には

げしい修学であつたといわねばならぬ。「吉原三郎追憶録」に「法学

校に於ては始業午前六時より午後七時まで、其間、規則の厳、束縛

の酷、言語に絶し、自己自在を得るのは耳目の動搖のみ」とある叙

述は、あながち過言でもなかろう。そしてまた、大試験の際、司法卿

大木喬任あるいは司法大輔山田頼義がしばしば臨席してゐるのは、

司法省首脳部の法学校生徒に寄せる大きな期待を物語つてゐる。

学校課が設けられた直後の十年一月末「生徒患者取扱方概則」が

制定され、医員詰所の就業時間、入室患者の取扱、看護などについての内規を定めた。これと相前後して、これまで生徒の健康管理を担

当していた司法省十等出仕岡島淡が退職、あらたに開業医原圭仙が

嘱託医となり、その門弟一名が、医務室に「詰切」することになつた。⁽⁶⁸⁾

同年二月、学校課から公表された「法学生徒初年第一期考科表」

は、次の通りである。

前註 本表は、前掲吉原追憶録に綴り込まれてゐる覆刻表による

(二四頁一一五頁の間)。

十七次 小試 合点	大試 驗合 計	試 驗 欠 數	順 序	姓 名	屬 籍
一五六 一〇五 二六一			一	蒲 生 仙	鹿児島・士
一四八 一一〇 二五八			二	河 村 讓 三 郎	滋 賀・士
一四九 一〇七 二五六			三	松 平 正 英	東 京・士
一四六 一一〇 三四九			四	織 田 小 覚	石 川・士
一四六 一〇三 二四九			五	田 村 泰 二	兵 庫・士
一四九 九七二 四六			六	前 田 孝 隆	石 川・士
一五四 九二二 四六			七	平 島 及 幸	熊 本・平
一四六 九四二 四〇			八	矢 野 道 雄	埼 玉・平
一五〇 九〇二 四〇			九	山 崎 恵 純	廣 島・平
一三九 九六二 三五	一〇	原 敬	一〇	岩 手 平	
一三四 九八二 三三	一一	米 村 壮 宣	一一	石 川・士	
一三七 九二二 二九	一二	崔 田 洋 平	一二	千 葉・士	
一三七 九二二 二九	挂 下 重 次 郎		一三		
一三七 九二二 二九	長 崎・士		一四		

一三三	九六	三三八	九〇	三三八	一五	河	上	左	右	滋	賀	士	
一三三	九三	三三四	九二	三三四	一六	平	賀	守	義	柄	木	士	
一三四	八七	三三一	九一	三三一	一八	渡	部	暢	千葉	・	葉	士	
一三四	八六	三三〇	八六	三三〇	一九	衣	非	徳	福	岡	・	士	
一三三	九四	三二七	九〇	三二七	二〇	池	田	輝	知	東	京	・	
一二六	九二	三一七	九一	三一七	二一	江	口	龟	次	郎	長	崎	・
一二七	九〇	三一七	九〇	三一七	二三	小宮	三保	松	茨	城	・	士	
一二七	九〇	三一七	九〇	三一七	坂	(圭)	部	訓	正	茨	城	・	
一二七	八九	二一六	八九	二一六	二四	秋月	左都夫	鹿児島	・	士			
一二九	八七	二一六	八八	二一四	二五	河	野	彦	治	東	京	・	
一二六	八六	二一三	八三	二一四	二六	中村	純九	郎	長	崎	・	士	
一二六	八六	二一三	二九	萩	松	室	致	福	岡	・	士		
一二九	八三	二一三	三〇	末	廣	巖	鍛	千葉	・	平			
一三一	八一	二一三	坪	根	直	吉	大	分	・	士			
			石川	・	士								

一一九	七二	一九一		五〇	奥信忠	東京士
一一六	七四	一九〇		五一	國分鎧	宮城士
一一三	六九	一九〇		五二	坂卷五郎	福岡士
一一五	七四	一八九		五三	中田実	青森士
一一〇	八二	一八六		五四	田島彦四郎	鹿児島士
一一七	六八	一八五		五五	秋良邦平	山口士
一一一	七二	一八三		五六	佐々木慎	鹿児島士
一一二	八六	一八二		五七	春日慶之進	宮城士
一一六	九六			五八	村井一英	福岡士
一一〇	一〇二	七九	一八一	五九	木村義太郎	福岡士
一一〇	一〇二	七七	一七九	六〇	玉置九郎	福岡士
一一〇	九八	七六	一七四	六一	佐々木轍	福岡士
一一〇	六九	一七一		六二	友部新吉	茨城平
一一〇	六四	一七四		六三	佐竹條	茨城平
一一〇	一〇二	七三	一七四	六四	永林隆顥	東京平
一一〇	九九	七〇	一七二	六五	永田恒三郎	千葉士
一一〇	九九	七三	一七二	六六	芳原三郎	千葉平
一一〇	九九	七一		六七	堺	堺士
一一〇	九九	七一		六八	東京	東京士
一一〇	九九	七一		六九	京恒三郎	京恒三郎
一一〇	九九	七一		七〇	大井兼二郎	石川士
一一〇	九九	七一		七一	白田律之助	兵庫士
一一〇	九九	七一		七二	飯田宏作	宮城士
一一〇	九九	七一		七三	北島瀧太	長野士
一一〇	九九	七一		七四	深野辰次郎	福島士
一一〇	九九	七一		七五	大橋丑次郎	大分士
一一〇	九九	七一		七六	河野通正	京都士
一一〇	九九	七一		七七	児島璋心	石川士
一一〇	九九	七一		七八	永島貞	山梨平
一一〇	九九	七一		七九	中村富之助	和歌山士
一一〇	九九	七一		八〇	足穗宝作	
一一〇	九九	七一		八一	乙部多吉	
一一〇	九九	七一		八二	水上長次郎	
一一〇	九九	七一		八三	進龍男	
一一〇	九九	七一		八四	松平直方	
一一〇	九九	七一		八五	竹部十郎	
一一〇	九九	七一		八六	山口士	

九九	六九	一六八		六八	古橋包正	新潟士
九九	六八	一六四		六九	臼田律之助	兵庫士
九九	六八	一六二		七〇	大井兼二郎	石川士
九九	六八	一五六		七一	飯田宏作	宮城士
九九	五九	一五六		七二	北島瀧太	長野士
九九	五九	一五五		七三	小笠原貞信	福島士
九九	五九	一五五		七四	深野辰次郎	熊本士
九九	五九	一五五		七五	大橋丑次郎	大分士
九九	五九	一五五		七六	河野通正	京都士
九九	五九	一五五		七七	児島璋心	石川士
九九	五九	一五五		七八	永島貞	山梨平
九九	五九	一五五		七九	中村富之助	和歌山士
九九	五九	一五五		八〇	足穗宝作	
九九	五九	一五五		八一	乙部多吉	
九九	五九	一五五		八二	水上長次郎	
九九	五九	一五五		八三	進龍男	
九九	五九	一五五		八四	松平直方	
九九	五九	一五五		八五	竹部十郎	
九九	五九	一五五		八六	山口士	

七七	四五	一二二			八六	井 上 好 正	東京・士
八九	三三	一二一	四	八七	池 部 治 郎 吉	石 川・士	
八二	三七	一一九		八八	大 原 経 忠	愛 媛・士	
六五	四九	一一四		八九	原 田 義 成	熊 本・士	
七九	三三	一一二	一	九〇	吉 田 義 静	熊 本・士	
六四	三六	一〇〇		九一	小 笠 原 長 育	東京・華	
四九	四三	九二	三	九三	小 見 源 蔵	山 形・士	
五四	三七	九一		九三	長 野 時	愛 媛・士	
六三	二四	八七		九四	町 野 一 清	熊 本・士	
五四	三〇	八四		九五	福 原 鍊 平	新 津・士	
四一	三九	八〇		九六	三 好 清 德	宮 城・士	
三四	二七	六一	九七	本 康 宗 英	静 岡・士		
三八	一六	五四	一	九八	難 波 田 憲 源	東京・士	
三七	一〇	一七	四七	一	九八		
○	一四	二四	一七	一〇	武 田 寧	東京・士	
			一〇	一〇	依 田 鎮 五 郎		
			一	一	久 照		
			一	一	群 馬・士		

後註(a) 原表には「東京府士族」、「広島県平民」などと正確に書かれているが、本表では「東京・士」「広島・平」と略記した。

(別紙)
明治十年九月二十日 同廿一日決
法学生徒規則

(b) 小試験は「十七次」行われ、最高点が「五六」であるから、一回の満点は一〇。合計満点一七〇と推測されるが、大試験の方は、その最高点が「一〇五」という数であるから、その満点は推測できない。

(c) 入学者数は一〇四名であつたから、入学後半年間に、三名の脱落者がいたわけである。その氏名は次の通りである(前掲懐旧録・法曹記事第二三卷一二号・一〇八頁)。

福島維行 石川県士族 在学中死亡

和田直暎 愛媛県士族 同前

佐竹義理 東京府華族 中退

十年六月、「法学生徒暑中下宿手続」が制定された。これは「七月十一日ヨリ九月五日マテ閉校」中、全生徒は「下宿」することを定め、その「下宿日限中賄料並ニ給与錢」を支給、また学校書籍の借用ヲ許ス」ことをみとめる規則であった。⁽⁶³⁾

同年九月十五日、フーグ(Prosper F. Fouque)が、教師に新任された。⁽⁷⁰⁾

同月、学校課は法学生徒規則の改正を上申、決定した。次の通りである。⁽⁷¹⁾

別紙法学生徒規則実際不都合ノ廉モ有之候ニ付朱書ノ通り改正相成候テ可然哉此段仰高裁

第一条 凡ソ生徒ハ諸規則ヲ遵守シ行状端正ナルヲ要ス可シ

第二条 一洋書ノ外音読并吟詩唱歌ヲ禁ス

第三条 告門雜沓及ヒ舍室教場等ノ塵穢スルヲ禁ス

第四条 第九条ニ至ル外出ニ閑スル条令左ノ通

リ改正

一 生徒諸休日ノ外不得止事故アリテ外出ヲ願出

ルトキハ詳細其事故ヲ取糺シ之ヲ許スヘシ

但シ正課時間ハ一等親病氣危篤ノ外外出ヲ

許サス就寝刻限ニ必ス帰校スヘシ

一 生徒臨時外出ヲナス者ハ即日保証人ヨリ証書

ヲ出サシムヘン保証人外出等ニテ即時差候

節ハ他人ヨリ代証ヲ出シ其翌一日ヲ限り保証

人ヨリ本証書ヲ出タスヘシ

第七条 一 諸休日ノ節生徒先キニテ要用來門限ヲ後

ルモノハ前条ニ準シ保証書ヲ出タスヘシ

但帰校就寝時刻ニ後ルヽヲ許サス

一 生徒外出中急病ニ罹リ帰校シ難キ者ハ即日午

後十時迄ニ保証人ヨリ其旨ヲ詳細届出ツヘシ

第十一条 生徒諸願伺届書等ハ總テ式通ツ、差出ス可シ

但用紙は美濃紙タル可シ

第十二条 取ルヘシ
但門限ハ日ノ長短ニ従ヒ時々掲載スヘシ

第十三条 生徒外出ノ節ハ可成丈洋服ヲ着用スヘシ若シ不得止和服相用キルモノハ必ズ袴ヲ着用スヘシ

他人応接ハ必ラス応接所ニ於テシ各自ノ舍室ニ誘引スルヲ禁ス

第十四条 但正課中ハ一等親病変等ノ節ニ非サレハ応接ヲ許サス

第十五条 休憩所ノ外ハ喫茶及ヒ吸烟スルヲ許サス

第十六条 教授ノ課程及ヒ方法ハ一切教師ノ指揮ニ任シ生徒自己ノ意見ヲ述ルヲ禁ス

第十七条 凡ソ生徒学業質問ノ外ハ事ヲ教師ニ依談シ又ハ教師ノ依談ヲ受ルヲ禁ス

第十八条 ヨリ第廿二条迄之ヲ省ク

第廿三条 生徒疾病アル時ハ校内病室ニ於テ療養セシム若シ伝遷

病ニ罹ル者ハ府下病院又ハ其親族知音ノ許ニ於テ養生セシム可シ
(ままで)

但シ入費ハ平常賄料給与錢ノ外當課醫師ノ証書ニ從

ヒ薬餌料ヲ与フ可シ尤モ六十日以外ハ之ヲ給セス

ニ罹ル者ハ第廿三条ノ例ニ従ヒ薬餌料ヲ給ス可シ

但シ当課医員ノ診察ヲ受ケサル者ハ給セス

第廿五条 此条省ク

第廿六条 生徒給与錢トシテ一名ニ付キ一ヶ月壱円五拾錢ヲ毎五

ノ日^(五)ノ日休暇ノ二分之一給ス可シ

大試験後ニ暑中休暇閉校ノ節ハ帰省下宿等ノ者ト雖モ

第廿七条 生徒衣服及ヒ靴ハ一年兩度之ヲ給ス可シ

給与錢ノ外賄料^(共ニ之)ヲ給ス可シ

第廿八条 生徒給与服洗濯夏分ハ月曜日冬分ハ月曜日ト定

メ銘々其服ニ木札ヲ附シ洗濯室へ差出シ置ク可シ

但官費ニテ給与シタル衣服ノ外ハ洗濯自費タル可シ

第卅一条 生徒ハ學業ニ関スル筆紙墨ハ一切官費ヲ以テ之ヲ給ス

可シ

但常用ノ靴刷毛靴墨斬髮費手巾等ノ類ハ給与錢ノ内

ヲ以テ弁ス可シ

第卅一条 舍室ランブホヤ破損ノ節ハ銘々自費ヲ以テ弁ス可シ

第卅二条 生徒ニ諸物品ヲ渡スハ物品渡帳各自姓名ノ下へ検印セシメ之ヲ渡ス可シ

第卅三条 生徒転籍又ハ其県分合併ニ家名等總テ身上ニ係ル事件
有之節ハ速ニ届書ヲ差出ス可シ

第卅四条 届書ヲ差出サンム可シ

第卅五条 証人帰県旅行若クハ死亡等ノ節ハ速ニ代証人ヲ立テ証書并ニ照準印鑑ヲ差出ス可シ

第卅六条 生徒并ニ証人ノ印形相替ル節ハ其都度届書并ニ照準印鑑ヲ差出ス可シ

第卅七条 暑中休暇ノ節帰省及ヒ旅行ヲ請フ者ハ時宣ニ依リ許ス

可シ

右ノ規則ヲ違犯スル者ハ事ノ輕重ニ從ヒ禁足又ハ退校ヲ命ス可シ

後註 ョヂは原文の朱書を示し、□は原文の抹消を示す。条数の異同ができた筈であるが、その点を整理した文書はみあたらぬ

い。

同年十月、杉山副課長は辞書取調係に転出、後任には判事植村長が任ぜられた。

十一年一月、「学用書籍規則」が制定された。これは校用書籍の紛失、破損の場合の償還および書籍払下げ手続に関するものであ

る。⁽⁷³⁾ 同年九月、校内に書籍縦覧所が設けられた。⁽⁷⁴⁾ 司法省にはすでに、

七、八年頃から相当の蔵書をもつた法律文庫があり、利用者の便を計つていたが、ここにはじめて法学校独自の図書室が設けられたようである。

十二年三月、アリヴ・オリエ(Jean Baptiste Olivier)が教師に加わつたが、フーケは同年九月、満期退職した。⁽⁷⁵⁾ 十一月、青山学校課長は退任、植村副課長がその後任に昇格した。⁽⁷⁶⁾ フランスの法律博士ジョルジ・アッペール(Georges Appert 1850-1934)⁽⁷⁷⁾が、わが政府の招きに応じて來朝したのは、同月二十一日であった。ボアソナードおよびブスケの場合は立法事業にも関与したが、アッペールは専任の法学校教師であり、その点では、法学校の教育がようやく充実したの

である。当時、第二期生は普通教育の課程を終了せず、専門課目の正規の授業はなかつたが、アッペールの来任により、彼が「特課」として性法と経済学を講じたのである。

十三年二月二十八日、大木司法卿は辞任、翌三月十二日、田中不二麿がその後任となつた。⁽⁸¹⁾ 四月、マーリエが病氣のため辞職して帰國した。⁽⁸²⁾ また、同月、学校課は生徒課と改称された（⁽⁸³⁾ 二月二十四日司法省達）。

五月、それまで速成科の法学生徒を所管していた（速成科については、後ちに節を改めて詳述する）照査課が廃止されて「法学生徒ニ係る事務ハ生徒課ニ分属候事」となつた（⁽⁸⁴⁾ 十三年五月二十五日司法省達）。これまで、法学校と称せられたのは、いわゆる正則科のみであつて、速成科はふくまれていなかつたが、この所管の変更に伴い、法学校という名称の中に、両科を包含することになつたのである。そこで、両科の事務の混亂をふせぐため、次の処置が採られた。

司法省生徒課 同十三年六月一日

當課ハ学校照査ノ両科合併セラレシヲ以テ生徒ニ通学寄宿ノ両種之レアリ其教則事務全ク別途ニ相成居候処單ニ生徒課ト称候而已ニテハ伺書及ヒ諸往復書類等ニ付混雜ヲ生シ往々不都合ニ候間

課中通学生徒係寄宿生徒係リノ名被設候様相成度仰高裁候也
司法省生徒課ヨリ各局課へ通知 同十三年六月五日

當課中通学寄宿之両係リ相設候事

別紙ノ通裁定セラレ候此段為念及御通知候也

寄宿生徒係、通学生徒係と呼んで、正則科係、速成科（変則科）係といふ名称を用いなかつたことは注意を要する。すなわち、正則

科、速成科（変則科）の名称は、おそらくその当時から使用されていると思われるが、すくなくともその頃はまだ俗称であつて、正式の名称ではなかつたのである。

十三年六月、第二期生は普通課程を終了した。同月、生徒課長植村判事は東京上等裁判所詰に転出、司法権大書記官黒川誠一郎がその後任となつた。黒川は明治初年、石川県の留学生としてパリー大学で法律学を修めた人であつたから、法学校の管理者としては最適任者であつたと思われる（本註前号八三頁註84・参照）。また、同月八日、ファブル（Antoine Fabre）が教師として雇傭された。第三期生の普通課程を担当するためである。第二期生を教えていたアリヴェーは、翌七月十八日、満期解任となつた。

同年九月、第二期生は専門課程へ進んだ。生徒総数四十八名である。時を同じくして後ちに述べることく第三期生が入学したので、これを予科生と称し、第二期生を本科生と称した。

第二期生が、本科の課程四カ年間に学んだ授業科目、担当者の詳細は、残念ながらわからぬ。鶴丈一郎（第二期生）の學習ノートを紹介された磯野教授も、

鶴氏所蔵のノートとしては、性法（フルスキヤップ半截・六冊）、民法（フルスキヤップ半截・五冊、フルスキヤップ製本済のもの三冊）、商法（一冊）、刑法・治罪法（一冊）、民事訴訟法（一冊）、行政法（一冊）および経済学（一冊）がある。これらが誰によつて、どのような順序で講じられたかは審らかにしえない。ただ「民法第一」と表記してあるノートの第一頁の明治一三年九月一三日の日付その他か

ら推すと、民法講義はこの日に開講され、一日に九頁、一三頁、

一二頁という程度で進められていたことが認められる。これらはおそらくはアッペールによつて講じられたものである。

と述べておられる。また「講師の名が記してあるのは、経済学のノートにムーリエによるあるのみである」といわれている。

「司法沿革誌」には「法学生徒ヲ本科ト為シ教師アッペールヲテ之ヲ教授セシメ云々」(93)とあり、また「速成科略誌」によると、アッペールは十三年二月以降行つていた速成科の刑法講義を六月限り

「正則生徒ノ授業繁忙ナルヲ以テ」打ち切つていること、さらに織田万(第四期生)がアッペールについて語つた談話に「先輩の二組(第

二、第三期生)は、翁が一手に育て上げたのである」とあることなどから推察すると、第二期生の専門課目はアッペールだけが担当し、ボアソナードは関係しなかつたと思われる。そして、普通課程の教師であつたムーリエは、経済学も教えたのであろう。

十四年二月十日、生徒課の嘱託医が原桂仙から北島常泰に代つた。新任の北島は佐賀の医学校好生館出身の西洋医であつた。

同年五月、従前の正則科生徒に関する規則を総合して「法学寄宿生徒規則」(94)全五十三条が制定された。

法学寄宿生徒規則（明治十四年五月改正規則）
第一節 総則
第一条 法学寄宿生徒ハ仏蘭西語ヲ以テ專修セシムルモノトス

科トス

第三条 学年ハ九月十一日ニ始マリ翌年七月十日ニ終ル

第四条 学年分シテ前後ノ二期トス前期ハ九月十一日ヨリ翌年二月十日ニ至リ後期ハ二月十一日ヨリ七月十日ニ至ル

第五条 每学期大試験ヲ行ヒ毎土曜日小試験ヲ行ヒ其劣等ノ者ハ之ヲ退校セシムヘシ

第六条 本科ノ終業ニ至リ非常優等ノ者ハ時ノ便宜ニ応ジ仏國留学ヲ命スルコトアル可シ

第七条 左ニ列載スル日ヲ定休日トス
大祭日 日曜日 土曜日 (但午前第十一時半ヨリ)
夏期休業 (自七月十一日至九月十日)、冬期休業 (自十二月二十九日至一月四日) 臨時休日ハ其時々

之ヲ揭示ス可シ

第八条 左に記スルモノハ官ヨリ之ヲ給ス可シ

一 食料 一 衣服 (但明治九年当省第三十一号布達ヲ以テ徵募セシ生徒ニ限リ一年兩度之ヲ給ス) 一

帽靴 (但一年兩度之ヲ給ス) 一 薬餌 一 学用筆紙墨汁ノ類 一 炭ランプ燈油ノ類 一 小遣

錢 (一名ニ付一ヶ月金一円五十錢)

第九条 学課上必用ノ書籍ハ官ヨリ之ヲ貸渡且縦覽室ニ於テ其他ノ書籍ヲ參観セシム

第二条 修学年間ハ八年ト定メ前四年ヲ予科トシ後四年ヲ本

シム伝染病ニ罹ル者ハ他ノ病院ニ入院セシムルコト

アル可シ

疾病ニ罹ル者親属等ノ許ニ於テ療養セント欲スルト

キハ証人ヨリ其旨ヲ願出ツ可シ但本課医員ノ治療ヲ受ケサル者ハ薬餌自費タル可シ

第十一條 帰省ハ父母ノ看病ノ外之ヲ許サス但帰省ハ往復ヲ除キ三十日ヲ過ルヲ得ス

大試験ノ期ニ際シ帰省ヲ願フトキハ之ヲ許サ、ルコトアル可シ

第十三條 夏期休業間ハ必ス下宿セシムルモノトス但帰省旅行スルトキハ其旨ヲ届出ツ可シ

夏期休業間ニ於テ帰省旅行下宿ヲ為ス者ヘハ賄料及ヒ小遣錢ヲ給シ其他ノ場合ニ於テハ小遣錢ノミヲ給ス

第十四條 夏期休業間ハ必ス下宿セシムルモノトス但帰省旅行スルトキハ其旨ヲ届出ツ可シ

正課時間後不得止事故アリテ臨時外出ヲ願出ルトキハ其事情ニ因リ之ヲ許ス可シ

正課時間ト雖トモ非常ノ場合ハ外出ヲ許スコトアル可ン

第十五條 夏期休業間ハ必ス法字帽ヲ戴キ洋服又ハ袴ヲ着用ス可シ

第十六條 外出ノ節ハ必ス法字帽ヲ戴キ洋服又ハ袴ヲ着用ス可シ

第十七條 外出ノ節ハ各自ノ名票ヲ門候ニ差出シ帰校ノ節之ヲ受取ル可シ

臨時外出ヲ許シタル者ニハ臨時外出票ヲ付ス之ヲ名票ト共ニ門候ヘ差出ス可シ

第二節 教場規則

第二十三条 教場出席ノ鐸報ニ従ヒ直チニ教場ヘ出席シ各自ノ定シ

第二十四条 教師就席ノトキ及ヒ退場ノトキハ立礼ス可シ

第二十五条 受業中妄リニ教場外ニ出ルヲ禁ス若シ不得已事故アリテ

外出シタル者ハ必ス門限迄ニ帰校ス可シ但門限ハ時々之ヲ揭示ス

外出中病氣又ハ不得止事故アリテ門限ニ後レタル者ハ証人ヨリ其証書ヲ得テ帰校シ直チニ之ヲ事務掛へ差出可シ但午後十時ヲ過クルヲ許サス

若シ十時迄ニ帰校シ難ク外宿シタルトキハ其事由ヲ詳記シタル証人ノ証書ヲ翌日午前八時迄ニ差出ス可シ

第十九條 外宿シタル者翌日午前八時迄ニ帰校シ難キトキハ速ニ証人ヨリ其旨ヲ届出サシメ同日午後十時迄ニ必ス帰校ス可シ

第二十条 外宿シタル者翌日午前八時迄ニ帰校シ難キトキハ速ニ証人ヨリ其旨ヲ届出サシメ同日午後十時迄ニ必ス帰校ス可シ

第二十一条 外宿シタル者翌日午前八時迄ニ帰校シ難キ者アルトキハ其病症ニ因リ医員ヲ遣シテ診察セシムルコトアル可シ

外出ノ節証人不在等ニテ証書ヲ得ルコト能ハサルトキハ代証人ノ証書ヲ差出シ翌日ヨリ三日内ニ証人ノ本証書ヲ差出ス可シ

- ルトキニ其旨ヲ教師又ハ教員ニ告ケ其認許ヲ得タル
上出場ス可シ
- 第二十六条 教場ニ於テハ喧嘩拳動ヲ禁ス
第二十七条 机椅子掛板等ニ濫書シ及ヒヲ毀損スルヲ禁ス
第二十八条 教師教員ニ先タチ教場ヲ退クヲ禁ス
第二十九条 課業時間ニ非ラスシテ教場ニ入り課業済ノ後教場ニ留マルヲ禁ス
第三十条 疑ヲ教師教員ニ質サントスルトキ及ヒ教師教員ノ問ニ答ヘントスルトキハ必ス起立ス可シ
第三十一条 人ノ質問中己レノ質問ヲ為スヲ禁ス
第三十二条 受業中ハ外来人ノ応接ヲ許サズ但不得止事故アルトキハ教師教員ノ認許ヲ受ク可シ
第三十三条 疾病アリテ教場ニ出席スル能ハサル者ハ其旨ヲ届出
医員ノ診察ヲ受ケタル上闕席証書ヲ差出サシム可シ
但病気ニテ闕席シタル者ハ当日外出ヲ許サス
- 第三節 倉 則
- 第三十四条 外来人ニ応接スルハ必ス応接所ニ於テス可シ各自ノ倉室ニ延クヲ禁ス
第三十五条 倉中ヘ玩弄物及ヒ牌史類ヲ持入ルヲ禁ス
第三十六条 妄呼吟唱及ヒ倉中ヲ奔走スルヲ禁ス
第三十七条 就寝時限ニ至レハ直チニランプヲ滅シ寝ニ就ク可シ
談話及ヒ其他安眠ヲ妨クル所為ヲ禁ス
- 第四節 証人規則
- 第四十八条 身元保証人トナル者ハ其引受証書ヘ照準印鑑ヲ添ヘ
但該証書ニハ区長ノ奥印ヲ要ス
第四十九条 生徒保証人ハ身元正シクシテ本籍ト寄留籍トヲ問ハ
ス東京府十五区内ニ一戸ヲ構ヘ住所スル者ニ限ル可シ
但官吏准官吏ノ外ハ満二十年以下ノ者及ヒ学校生

徒ハ保証人トナルヲ許サス

第五十条 生徒転籍又ハ在籍ノ府県分合氏名変改等ノ節ハ証人ヨリ其届書ヲ差出シム可シ

第五十一条 証人転籍転居又ハ在籍ノ府県分合氏名変改及ヒ改印ノ節ハ其届書ヲ差出サシム可シ

但改印ノトキハ其届書ニ副ヘテ照準印鑑ヲ差出サシム可シ

第五十二条 証人帰県旅行又ハ死亡等ノ節ハ死ニ代証人ヲ立テ生徒身元引受証書及ヒ照準印鑑ヲ差出サシム可シ

第五十三条 証人ヨリノ願伺書ハ總テ二通差出ス可シ
但用紙ハ半紙タル可シ

後註 本規則のその後の改正は、次の通りである（「学校係書類」による）。

十四年八月四日・第五条に欠員募集の一項を追加。

十四年十月十五日改正・第十九条二項「若シ十時迄ニ帰校シ難キトキハ証人ヨリ事由ヲ詳記シ同時限迄ニ外泊届ヲ差出サシメ翌日午前八時迄ニ帰校スヘシ」。

十五年一月二十六日追加・第十条の「伝染病ニ罹ル者」の下に「若クハ病症ニ因リテハ」を加う。

十五年二月七日改正・第十五条二項「正課時間ト雖トモ二等親以上並ニ証人ノ病氣危篤及ヒ類焼近火ノ節ニ限り外出ヲ許ス」。十五年六月七日追加・第十条一項に「但シ入院ヨリ六十日後ハ自費タルベシ」を加う。

「学校係書類」は、前にも述べたごとく（本誌前号五五頁参

照）、十五年十月二十六日の文書で終つてゐるので、その後、改正があつたかどうかはわからない。

十四年十月二十一日、田中司法卿は辞任、大木喬任がその後任となつた。再度の司法卿である。翌月、司法省の機構改革があり、従前の生徒課に代つて第七局が置かれ、「法学校ニ關スル一切ノ事務ヲ整理シ且ツ生徒ヲ監督スルヲ掌ル」（十四年十一月二十八日）ことになつた。そして黒川生徒課長が第七局長に就任した。

十五年二月、第七局寄宿生徒係から発表された「法学生徒試験点数表」の「本科第二年前期」の部（二期生）は、次の通りである。当時の在学生は四十五名、十三年九月、本科進級以来の脱落者は三名である。

前註 本表は、前掲吉原追憶録に綴り込まれてゐる覆刻表による（一四頁—一五頁の間）。備考は手塚の註記である。

序順	氏名	備考	小試大試	
			試験	合計
五四	手塚太郎	卒業士、補欠入学	五〇	二九七九
五四	島根(6)		五二	二七七九
五四	梅謙次郎	卒業士、補欠入学	五二	二七七九
五四	河村讓三郎	卒業(2)	四八	二六七四
四五	鶴見守義	卒業(11)	四五	二六七二
四五	小宮三保松	旧姓平賀	四三	二七七〇
四三	卒業(9)		六寺尾亨	卒業(13)

四三	三七	七〇		七	田 部 芳	卒業(10士、 補欠入学)
四二	二八	六九		八	桜 井 一 久	卒業(4)
三九	二九	六八		九	富 谷 錄 太 郎	卒業(7)
四〇	二八	六八		一〇	織 田 小 覚	中退
三九	二七	六六		一二	河 村 善 益	卒業(12)
四二	二四	六六		一二	蒲 生 仙	中退
四四	二三	六六		一三	松 室 致	卒業(18)
四三	二三	六五		一四	吉 原 三 郎	中退(後ちに帝國大學 に入学廿二年卒)
四一	二三	六四		一五	田 村 泰 三	中退
三九	二三	六二		一六	秋 月 左 都 夫	卒業(3)
四一	二一	六二		一七	志 方 鍛	卒業(17)
三九	二三	六一		一八	栗 原 幹	卒業(15)
三五	二五	六〇		一九	小 笠 原 貞 信	卒業(19)
四〇	二〇	六〇		二〇	飯 田 宏 作	卒業(14)
三六	二三	五九		二一	坪 根 直 吉	中退(後ちに清水一郎と改名)
三九	一七	五六		二二	米 村 壮 宣	卒業(16)
三〇	二五	五五		二三	平 島 及 平	卒業(29)
一一	二四	小 野 衛 門 太				

五四	欠	五四		二三五	鶴 丈 一 郎	卒業(5)
三二	二〇	五二		二六	渡 迈 暢	卒業(28)
三四	一七	五一		三七	山 崎 恵 純	卒業(27)
三二	一九	五〇		三八	掛 下 重 次 郎	卒業(22)
三三	一七	五〇		三九	古 賀 康 造	卒業(23)
三一	一九	五〇		三〇	水 上 長 次 郎	卒業(26)
二五	二三	四八		一三〇	池 田 (まき) 知	卒業(24)
三〇	一七	四七		三二	河 野 彦 治	卒業(32)
三八	一四	四二		三三	末 弘 故 石	卒業(33)
三〇	一二	四二		三〇	中 村 純 九 郎	中退
二五	二〇	三九		三一	春 日 慶 之 進	卒業(25)
一九	二〇	三九		三二	池 部 淳	後ちに瀧と改名
一八	一〇	二八		三三	侯 野 時 中	成業(名治郎吉)
一五	八	二三		三一	石 塚 積 次 郎	中退
七	一三	二〇		三一	前 田 孝 隆	卒業(8)
一四	二	百 地 宅 憲		一八	森 田 資 之	成業
一	一	卒 業 (20)		一八	東京・ (30士、 補欠入学)	

一九	欠	一九	三四三	田島彦四郎	中退
五	八	一五	一四四	阪部訓正	成業
二	四	六	一四五	石川錦一郎	静岡士、補欠入学業せず、第三期生へ編入成
三	五	七	一五五	小川百地	石川の六名である（前掲
四	六	八	一五六	梅田部	小川百地、石川の六名である（前掲
五	七	九	一五九	阪部	小川百地、石川の六名である（前掲
六	八	十	一六〇	訓正	小川百地、石川の六名である（前掲

後註（a）第二期生の内、中途で東京外国语学校から転入学したのは、手塚、梅、田部、小川、百地、石川の六名である（前掲

懷旧録・法曹記事第三卷一二号・一〇八頁）。十年一月までは転入学者はなかつたから、すべてその後の入学である。「正則科略誌」によると、第一期生の補欠入学について

は、「十三年一月補欠生四名ヲ募ル」（法曹記事第三卷一二号・一一四頁）とあるのが、唯一の記事である。果してこのとき四名が実際に入つたかどうか、もしそうであつたとしても、他の二名の入学時期はいつか、それらの点は正確にわからぬ。田部は「十二年十二月」に「司法省法学校生徒」となつたとする文献もあるから（「大日本博士録」第一巻法

博の部・大正十年・二六頁）、その時期にも補欠募集が行われ、田部以外にも入学者がいたかも知れない。梅は十三年二月に東京外国语学校を卒業、同月二十三日、司法省法学生徒になつた（東川徳治「博士梅謙次郎」、大正六年・年譜・七頁）。田部自身も「僕が……十二年頃、司法省の学校へ這入

ると、又直ぐ梅が遣つて来た」（前掲梅謙次郎・二二八頁）と述べているから、田部が梅よりも早く入学したことは確実である。手塚は梅と同期で外国语学校を卒業しているから（明治十三年二月十七日・東京日日新聞所載の東京外国语学校卒業広告）、梅と共に、司法省法学校生徒に入学したとも

考えられる。小川、百地、石川の入学時期は推測できない。

磯野教授は「一三年九月、外国语学校から五名（この中に梅謙次郎、田部芳、手塚太郎等がいる）が入学した」（前掲

学校の素描・法律時報第三八卷五号・一三頁）と述べておられるが、いかなる資料によられたのであろうか。

（b）原表では、族籍が書かれているが、本表には省略した。

（c）備考に「卒業」とあるのは、明治十七年七月に卒業して法律学士の称号を得たものを指し、カッコ内の数字は卒業成績の席次である。「成業」とあるは、修業はしたが、法律学士の称号を与えられなかつたものを示す。成業に席次はない。

卒業、成業の区別、卒業席次は、「九大法律学校大勢一覧」（明治三十一年刊）の「法科大学以下各学校卒業生姓名」中「司法省法学校卒業・明治十七年」によつた（一六七頁――一六八頁）。「中退」とあるは、十五年二月以降十七年七月までの退学者を示す。

（d）毎週の小試験の回数、満点数、大試験の満点数は不明である。

十五年十二月二十二日、加太邦憲は司法一等属から司法権少書記官に任せられ、第七局副局長を命ぜられた。彼の「官歴」には「即チ学校長ナリ」と書かれている。黒川第七局長は從前通り在職してある。手塚は梅と同期で外国语学校を卒業しているから（明治十三年二月十七日・東京日日新聞所載の東京外国语学校卒業広告）、梅と共に、司法省法学校生徒に入学したとも

十六年十二月十二日、大木司法卿は辞任、山田顯義がその後任と

なつた。⁽¹⁴⁾

十七年六月、黒川第七局長は外務省へ転出した⁽¹⁵⁾。当時、省内の職制改革が準備されていたので(本稿八五頁参照)、後任の任命はなかつた模様である。

同年七月十日、第二期生の卒業式が行われ山田司法卿から証書の授与があつた。卒業生総数三十七名(法律学士三十三名、成業四名)であり、その氏名並びに法律学士の成績席次は前述の通りである(本稿八〇頁以下参照)。「正則科略誌」は「此日大木參議其他院省ノ勅奏任官旧卒業生等來場シタル者百數十名、本校設立以來ノ盛事ト⁽¹⁶⁾」と述べている。

第三期生は第二期生が本科に進んだ十三年九月に入学した。五十名である⁽¹⁷⁾。これが予科生と称せられ、担当教師がファブルであつたことは、前に述べた通りである(本稿七六頁参照)。

入学試験はおそらく七月に行われたと思われるが、このとき入学した横田秀雄は、次のように語つている。

私は何とかして東京大学に入りたいと切望したが、学費の都合で入られず、官費で修業され、東京大学と同等に待遇されると云ふ(卒業後十五年の義務奉職付)司法省法学校の入学試験を受くることにしたが、八百人の受験者中五十三番で入学した。

第二期生同様にはげしい競争試験の結果、入学者が決められたことがわかる。入学試験課目は正確にはわからないが、前回同様に漢学のみであつたと思われる。また、前に述べたごとく、第二期生の

受験者は各府県からの推薦によつたが、第三期生の場合は、本人かの直接志願の方法が採られたようであるが、この点もはつきりとはわからない。

十四年八月七日、ファブルは満期退任し⁽¹⁸⁾、後任にはアリヴェーが再任された⁽¹⁹⁾。

同月、生徒課は、生徒が四十七名に減じたので、補欠生三名の募集を伺いでた⁽²⁰⁾。十五歳から二十歳までの者で、試験課目は仏学(和文仮訳、仏文和訳、歴史)、漢学(經書、歴史)と定められ、九月一日、二日に試験を施行、八名の志願者の内、三名が合格した⁽²¹⁾。

第三期生に対する予科の授業課目の詳細はわからないが、前に述べた第二期生の場合と大同小異であつたと思われる。

十五年二月、第七局生徒課寄宿生徒係から発表された予科第二年前期「法学生徒試験点数表」は、次の通りである。

前註 本表は、前掲吉原追核録に綴り込まれている覆刻表による
(一四頁——一五頁)。備考は手塚の附記である。

小試 試験点 数	大試 試験点 数	合 計 試験 欠數	順 序	氏 名	属籍	備 考
一四三	九四	二三七	一	横田秀雄	長野士岩手	(1) 二一年卒
一四一	九四	二三五	二	三浦荒次郎	士	十四年九月、 補欠入学
一三四	九三	二二七	三	城馬福岡	士	(6) 二一年卒
一二八	九五	二二三	四	龟井英三郎	士熊本	(2) 二一年卒

六五	七三	一三八	四〇	福井清石	福岡	(41)
七四	六三	一三七	四二	滝田四郎	士(福島)	二年卒
六〇	七四	一三四	一四三	原卯之助	士(福島)	(36)
五八	七〇	一二八	四三	神谷道幸	平岐阜	(47)
五八	六九	一二七	四四	清川伊太郎	平東京	(42)
五五	六〇	一一五	四五	宇都野綱太郎	士(平新潟)	(43)
五二	六二	一一四	一四六	古田島稠太郎	士(平新潟)	(48)
四七	五五	一〇二	八四七	森雅治	士(福島)	(39)
七九	欠	七九	一二四八	山本金一郎	士(滋賀)	(28)
五八	五八	一〇四九	藤野米蔵	士(群馬)	(35)	
					(44)	

後註 (a) 原表には「長野県土族」、「長崎県平民」などと正確に書かれているが、本表では「長野・士」「長崎・平」と略記した。

(b) 每週の小試験の回数、満点数、大試験の満点数は不明である。

(c) 前掲懐旧録には、「十四年成績表ニ依ル」として、正則

第三期生五十一名の氏名と席次を掲載している（法曹記事第

二四卷一号四一頁——四二頁）。備考のカッコ内の数字は、

この成績表の席次である。この成績表が、十四年前期（二月）

のものか、後期のもの（七月）かは明記されていないが、前者と推定される。なぜならば、もしも後者ならば在学生数が四十七名の筈だからである（本稿八三頁参照）。因みに十三

年九月の入学者は五十三名であったから、十四年二月までの間に二名の脱落者がいたことになる。しかし、その氏名は明らかでない。

(d) 前註に述べた四年成績表にその氏名があつて、本表に洩れている者は、次の通りである（数字は十四年の席次）。

菱川唯二（14・新潟・士）、高木通義（37・千葉・平）、渥美小五郎（49・石川・士）、箱石孝蔵（50・東京・士）、江藤松次郎（51・長崎・士）。

これらは、十四年二月から十五年二月までの死亡者が退学者と思われる。

(e) 第三期生は、後に詳述するごとく、司法省法学校廃校

後、東京法学校本科を経て、東京帝国大学法科大学に編入された。備考に何年卒とあるは、同大学の卒業年次を示す（前掲法律学校大勢一覽・一七一頁以下参照）。したがつて、卒業年次の記載なき者は、十五年二月以降の中途退学者か、在学中の死亡者である。

十五年六月、第七局は補欠生徒十名の募集を伺いで、九月に仏学、漢学で入学試験を施行し、入学者九名を決定した（その氏名は後掲）。「正則科略誌」では、このときの入学者を十名としている。

十六年二月、ビゴー（Bigot）が教師に新任（15）、一年間在職し、翌年二月に解任された。

十七年七月、司法省の職制改革があり、法学校の事務は、書記局学務課の担当となつた。すなわち、同課は「法学校ニ関スル庶務ヲ整理シ及生徒ヲ監督スル事」、「教場寄宿舎及病室取締規則ニ関スル

事」を、その職掌とした（十七年七月十六日）。⁽¹⁾ 書記局長は司法権大書記官人見恒民、学務課長は司法権少書記官加太邦憲であった。⁽²⁾

十七年九月、四十一名が予科を修業、本科へ進んだ。その際、補欠生徒五名が入学した。⁽³⁾ その中の三名は私費通学生で、正則科でははじめての制度である。

なお、第三期生の補欠入学者は、すでに述べたごとく、前後合計十七名乃至十八名であったようであるが、その氏名は十九名が判明している。その誤差の理由はわからない。十九名の内、十四年九月に入学した三名（津田、神山、三浦）については、前掲十五年二月の点数表に掲げたので（本稿八三頁以下参照）、それをのぞき、残る十六名の氏名は、次の通りである。

前註（a） 前掲懷旧録の「正則科第三期」の中に「半途外國語学校ヨリ転シタル分」として十七名の氏名（津田、神山をふくみ、三浦、板垣は洩れている）をあげている（法曹記事第二四卷一号、四一頁——四三頁）。備考に「転入」としたのがそれである。

（b） 十五年九月の編入者九名の氏名は、同年九月二十日・第七局からの同（「学校係書類」による）によつた。

（c） 備考に「何年卒」とあるは、帝国大学の卒業年を示す（本稿八五頁後註。參照）。卒業年の記載なき者は中途退学者である。

（d） 氏名の配列は、順序不同である。

姓	名	族籍	備考
市川	勝之助	東京府平民	転入、十五年九月入、後に中
板倉	松太郎	東京府平民	転入、十五年九月入、二年卒
原誠一	一	静岡県士族	転入、十五年九月入、二年卒
石川	鋭三郎	静岡県士族	転入、十五年九月入、十五年九月入、
遠藤	忠次	静岡県士族	転入、十五年九月入、二年卒
石尾	一郎助	佐賀県士族	転入、十五年九月入、二年卒
川田	正根	高知県士族	転入、十五年九月入、二年卒
横山	兎与三	東京府士族	転入、十五年九月入、
板垣	富二	不 ⁽¹⁾ 明	十五年九月入、
石川	錦一郎	静岡県士族	転入、正則二期生より（時期不明）、二一年卒
山本	鉢之助	東京府士族	転入（時期不明）、二一年卒
玉置	慶次郎	東京府士族	転入（時期不明）、二一年卒
渡辺	輝之助	東京府士族	転入（時期不明）、二一年卒
亀山	直秀	東京府士族	転入（時期不明）、二一年卒
松平	信英	東京府士族	転入（時期不明）、二一年卒
草鹿	甲子太郎	東京府士族	転入（時期不明）、二一年卒
第三期生の本科における教員は、アッペールと熊野敏三（正則一期生）であつた。 ⁽²⁾			
経済学	初年	二年	三年
民法	四年		
商法			

かつて滝川政次郎博士は、明治十七年当時の司法省法学校正則科時間表として、次のようなものを紹介されたことがある。⁽³⁾

民 法 — 刑 法 — 政 法 — 国 際 法

この時間割は、なにか法学校の記録によられたものと思われるが、明らかでない。また、この時間割が定められた時期も不明であるが、あるいは、十三年九月、第二期生が本科へ進んだ時に制定されたものかも知れない。すると、第二期生はそうした順序で、専門課目を修学して十七年七月卒業したものとみられる。そしてまた、第三期生は、十七年九月以降、初年次の講義である経済学と民法を、アッペール並びに熊野敏三から聽いたと考えられる。

しかし、それもつかのままで、わずか四ヶ月を経た同年十二月、司法省法学校正則科は廃止され、その業務は文部省直轄の東京法学校へ引きつがれた。その状況は後に詳述したい。

第四期生は、明治十七年十月、官費予科寄宿生五四名、私費通学生二名が入学した。⁽²³⁾ 学生募集および入学試験は、同年夏と思われるが、前回までの例と同じく、多数の志願者が集まり、また試験科目も漢学であった。この際入学した織田萬は、その模様を次のように語つている。

その入学試験は當時にあつても頗る振つてゐて、極端なバンカラ流とも謂ふべきであつた。志願者の年齢こそ制限されてあつたが、入学資格などの定めはなく、唯漢学の力さへあれば足りたのである……私共の入学試験は二回に分つて行なはれ第一回の試験で百五十名、第二回の試験で五十名が選抜されたが、二回とも論語の弁書と資治通鑑の白文訓点が課された。白文訓点はいふまでもなく漢文の句読と返り点を附けるのであるが、弁書は「べんがき」と読んで、課題とされた論語中の一節を字解、説明、余論の三段に分つて書上げるのであつて、受験者の実力は主として弁書に依つて見分けられたに相違ない……募集定員五十名に対しても予備員であつた。

この第四期生に対する予科の授業内容の詳しいことは不明であるが、教師はアリヴェーで他に日本人教師二名がこれを補助した。⁽²⁴⁾ 手塙太郎（正則科第二期生、司法省御用掛）がその中の一名であるが、他の一名はわからない。しかし、第四期生入学当初の頃の状況は、これまでの織田萬の談話によつて多少のことは判明している。

予科の課目も語学に属する限りは、全部仏人の教師が一人で受持つてゐて、アーベー、セーの発音から教はることになつてゐた。最初は無論通訳がないわけにはゆかないが、二三月も立てば簡単な話は生徒の中から指名して通訳させることにして、成るべく早く通訳の手間を抜くやうな練習の仕方であつた。私共の予科の教師は後ちの第一高等学校教師であつたアリヴェー先生で、最初の通訳は新卒業生の一人で後に長く長崎控訴院長をしてゐられ

た手塚太郎さんであつた。教科書はすべて仏国のリンエの教科書を用ひ、数学、理化学等を日本人の教師が受持の場合にも、皆教科書に依り、仏語で説明するのであつて、教場では訳読以外には日本語を話す機会はないのであつた。(中略)

私なども小学校の教育を受けただけで、大体が漢字教育らだつたので、急に蟹文の見当が付かず、一週間目の習字の試験に僅に三点をもらつて大に悲観したこともあつた。小試験は毎週末に行はれ、それが学期試験、学年試験の成績の参考にされてゐたが、成績の審査は全く仏国流で、十点を満点とし、各科平均三点を得れば及第であつたから一科満点なれば二科は零点でも差支ないわけであつて、この見方からすれば試験は至つて寛大であつたと謂はねばならぬ。その為に生徒は自然好きな科目に力を集中し得ることになつて、それが却て各自の人格陶冶の上に良結果を齎したものであらう。(下略)

私共の入学当時は加太さんが校長（本稿八一頁参照）で新卒業の富谷鉢太郎、河村善益（正則科第一期生——手塚註）の両氏が御用掛として特に生徒の取締に當つてゐられた。

その中、七十四名の氏名は次の通りである。

本表は前掲復旧録に掲載されているものによる（法曹記事第二四卷二号九九頁——一〇一頁）。一名不足している理由はわからぬ。備考は手塚の附記である。

順序		私官氏名		属籍		備考	
官	姓	姓	名	姓	名	姓	名
一七官	一六私	一五官	一四官	一三私	一二官	九官	八官
岡村司	阿部唯吉	小田利哀	安達(峯次郎)	(平)奥村(翠一郎)	宇佐美芳次郎	藤村覚太郎	竹内久吉
土茨城	平福島	土佐賀	平山形	土島根	平愛知	福島	兵庫
年二卒五	年二卒七					年二卒九	年二卒六
三五私	三四私	三三官	三一私	三〇官	二九官	二八官	二六官
木村勇三郎	小川平吉	森貞治	根岸四郎	森正隆	藤山香次郎	伊藤貞次郎	手島兵四郎
土京都	平長野	平兵庫	平群馬	王東京	王滋賀	王廣島	王佐賀
年二卒五				年二卒六	年二卒六	年二卒五	年二卒五
一官	相浦秀剛	高橋次人	藤森破魔三	後藤愛	吉	静岡	若林栄次郎
二官	山本開藏	石川	長野	湯河元臣	平	平	入江良之
三官	中庄村次郎	石川	七私	棟居喜九馬	士山口	年二卒六	二〇官
四私			八官	竹内久吉	年二卒六	年二卒六	荒井賢太郎
五官			九官	鱸勘次郎	士平	三三官	宮本平九郎
六官			一〇官	(重康)	年二卒九	三四官	若林栄次郎
七私				藤村覚太郎	年二卒九	三五官	入江良之
八官				竹内久吉	年二卒九	纖田万	二二官
九官				士平	年二卒九	嶺(八郎助)	宮城新潟
十官				福島	年二卒九	大分	平橋木
十一官				平山形	年二卒九	佐賀	大坂
十二官				土島根	年二卒九	士佐賀	士佐賀
十三官				長野	年二卒九	廣島	新潟
十四官				士平	年二卒九	茨城	茨城
十五官				工科	年二卒九	年二卒九	年二卒九
十六官						年二卒九	年二卒九
十七官						年二卒九	年二卒九
十八官						年二卒九	年二卒九
十九官						年二卒九	年二卒九
二十官						年二卒九	年二卒九
二十一官						年二卒九	年二卒九
二十二官						年二卒九	年二卒九
二十三官						年二卒九	年二卒九
二十四官						年二卒九	年二卒九
二十五官						年二卒九	年二卒九

後註(a) 氏名の順序が、何を意味するかは明らかでない。入学成

(b) 第四期生は、後に詳述するごとく、司法省法学校廃校後、東京法学校予科、大学予備門、第一高等中学を経て、東京帝国大学法科大学へ進んだ。備考に「何年卒」とあるは、同大学の卒業年次を示す（前掲法律学校大勢一覽・一七二頁以下による）。したがつて、卒業年次の記載なき者は、東京法学校予科へ進学以降（第四期生は全員 同校へ転じた）中途退学者か、在学中の死亡者、もしくは法科以外の他科へ進んで卒業した者（判明する分だけ備考に掲げた）である。

(c) 原表では、官費私費の区別が、記号で示されているが

(d) 原表には「長崎県士族」「埼玉県平民」などと正確に書かれて いるが、本表では「長崎・士」「埼玉・平」と略記した。

第四期生は、入学後わずか三ヶ月にして、法学校廃止という運営に遭遇した。司法省法学校の閉鎖、東京法学校創設については、次に節を改めて詳述したい。

(1) 前掲分類大全・官職門・官制・刑部省彈正台司法省(一)・七七

頁、三二〇頁。

(2) 明治八年五月二十三日、「生徒病氣の節」「滋養品」支給の件での生徒掛伺に、「牧野」の捺印があるから（「学校係書類」による）、牧野成行はひきつづき生徒掛であつたと推測される（本誌前号八二頁註七二・参照）。明法寮廢止の際、牧野が司法省本省へどんな地位で転じたかは明らかでないが、九年九月「官員録」によると、司法大録である（八七枚表）。なお、生徒掛は數名いたと思われるが、他の人名はわからぬ。

(3) 前掲正則科略誌・法曹記事第三卷一號・一一三頁。

(4)(5) 「学校係書類」、松尾・前掲法学教育・法学志林第六四卷

三・四合併号・一〇三頁。以下参照。

(6) 註3に同じ。

(7) 前掲分類大全・官職門・官制・司法省一・三三三頁。前掲正則科略誌が、法学課の設置を九年七月とするは（註3に同じ）、誤りである。

(8)(9) 註3に同じ。

(10)(11) 「学校係書類」による。

(12) 大学南校は、南校（四年七月、九月に一時閉鎖）、南校（十月再開）、第一大学区第一番中学（五年八月）、開成学校（六年四月）、東京開成学校（七年五月）とめまぐるしく変つた（前掲東大五十年史・上巻・一八一頁以下参照）。

(13) ジュリイが京都仏学校から東京開成学校の教師に転じたのは、明治八年四月四日であつた。その時、学生数名（この中に、富井成章、高木豊三、小林樟雄らがいる）が彼に随行して上京した。これ

らの学生は東京外国语学校あるいは東京開成学校に入つたが、官費支給中止にあり、ジュリイはそれらの者を自宅に引き取り、勉強させていた（重久篤太郎「レオン・デュリーと明治文化」・同志社高商論叢第十四輯・昭和十二年・一六四頁、「レオンデュリー」と小林樟雄・開化第一巻一号・昭和十二年・七頁以下）。これらの学生から四名が司法省法學生徒の補欠に応募したのであるが、残念ながら高木豊三（彼は合格した）以外には、その志願者の氏名を、明らかになしえない。

(14) 「学校係書類」による。

(15) 「学校係書類」中の「法学生試験表」並びに明治八年九月当時のものと推定される生徒名簿による。

(16)(17) 「学校係書類」による。

(18) 例えは從前の「入校ノ節持參スペキ品々」「ランプ」「夜具類」が、「ランプ 但シ石炭油ハ給与ス」「夜具類 但シ布団付寝台ハ給付ス」の類である（「学校係書類」による）。

(19) 「学校係書類」による。

(20) この文書には「牧野」「室田」の捺印がある（「学校係書類」による）。生徒掛であった牧野成行（註2・参照）は、学校課創設後もその課員であつたと推定される。また、明治九年九月「官員録」によると、司法大録に室田充美が在職している（八七枚表）。八年九月当時の官名はわからないが、彼もまた学校課の職員であつたと思われる。

(21) 註4・5に同じ。

(22) 松尾氏の覆刻では、岸本、福原両名の名前が洩れてい（前掲法教育・法学志林第六四卷三・四合併号・一一九頁）。

(23) 一瀬勇三郎が「沢井」の姓になつてゐる理由はわからない。『一瀬勇三郎翁年譜』にも、その件の記事は欠けてゐる（猪狩又藏「一瀬勇三郎翁」・昭和八年・三七八頁以下参照）。

(24) (25) (26) (27) 註4・5に同じ。

(28) ブスケは九年二月二十二日の「商法講義」で「曰ニ定約期満ニテ不日帰國可致ニ付今日ヲ以テ終会ト為スヘシ」（前掲商法講義・四三三頁）と述べており、三月四日に離京した（本誌前号七八頁参照）。なお、加太邦憲の談話には「ブスケが東京滞在中は、後來のボアソナードと反目の有様があつた。其の理由は、ブスケの居るにも関はらず、更にボアソナードを雇入れたのだから、それを不満足に思ひ、帰国の時迄、不平の色が絶えなかつたんですねヨ」（前掲百年記念号・四五頁）と述べてゐる。

(29) 註4・5に同じ。ボアソナードは、この書簡の前半で「僕ハ：

・従来ノ法学校ニ而當時政府御雇二三ノ博士（ボアソナード、フランスステーン、及ヒガムベルクロス氏）ヲ以テ毎年十名乃至十五名ノ生徒ヲ語学校又ハ開成校ヨリ徵募セラル、コトト心得居タリ……然シ閣下ハ右之御趣意ニ無之候」と述べてゐる。彼の希望は、生徒をフランスへ派遣するよりも、法学校における専門教師陣を強化してフランス法教育を行うことについたと思われる。因みに、ガンベルクロス（Gambet Gross）は警視庁御雇外人の法律家であるが（拙稿「警視庁御雇外人ガンベ・グロース」本誌第三八卷六号一〇八頁以下参照）、フランスステーンなる人物については、残念ながら私は全く知るところがない。

(30) 註4・5に同じ。この書簡にみえる「ボアソナード公撰」の「海外留学」者の氏名は、七月三日付ボアソナード書簡と若干ちがつてゐる。ボアソナードは杉山課長と合議の上、変更したのかも知れな

い。

(31) ジュル・ジュスラン（原語不明）は明治九年七月六日から十一年七月五日まで、「檢職顧問」として司法省に雇用されたフランス人である（「堀内メモ」による）。「自明治四年至明治九年末・居留地外居住外人表」によると、九年七月より駿河台袋町十二司法省官舎に居住している（「築地居留地」東京都史紀要四・昭和三十二年・三七五頁）。彼の経歴そしてまた司法省における業績についても、私は全く知るところがない。このジュスランについては、御雇外人を研究しておられる中村赳氏から貴重な御示唆をうけた。その御厚意を謝す。

(32) 註4・5に同じ。

(33) 前掲加太自歴譜・官歴略・一二三頁。

(34) 註3に同じ。

(35) 前掲司法沿革誌の七月の項に「是月法律専門生徒卒業ス」とある（三四頁）。しかし、同年八月十八日、小倉他二名のフランス留学生出発までの期間の食費支給の件を伺いでた法学課の文書によると、「過ル五日旧生徒御廢止以來之賄ひ云々」（学校係書類）によると述べている。したがつて、生徒の終業日（卒業）は、八月五日であつたとも考えられる。この点疑問としておく。

(36) この時の留学生七名の内、岡村誠一と関口豊はパリへ客死した。宮岡謙二氏の研究によると、岡村は十年一月肺病で死去、関口は十年八月二十八日夏かぜで死去したとしている（「異国遍路・旅芸人始末記」・昭和三十四年・一七二頁）。しかし、当時の新聞記事には岡村の逝去を九年十月二十三日としているものがある（明治十一年二月六日・東京日日新聞）。なお、残る五名の内、井上正一と熊野敏三は法律博士（docteur en droit）、磯部四郎、栗塚省吾、木下広

次は法律学士 (*Licencie en droit*) の称号をえて帰朝した。

(37) 前掲司法治革誌・九三頁。前掲正則科略誌・法曹記事第一三三卷一号・一一五頁。なお、前掲一瀬勇三郎翁に「一瀬翁は明治九年八月一十三歳にして司法省出仕を命ぜられ……明治十七年司法省法学校の課程を卒業し法律学士の称号を授与された。これまでには教師であり生徒であった」(一八頁一一九頁) といふ記述があるが、これは卒業時期(九年七月)と、称号授与の時期(十七年十一月)とが隔だつていてことに気がつかない誤りである。

(38) 明治十七年十一月創立の法学士会は、司法省法学校出身の法律学士(一期生、二期生)はもちろん、東京帝國大学にひきつがれ、同大学を卒業した法学士(仏法専攻)をも、その会員には加入させなかつたようである(沼正也『法学士会』設立の経過とその活動)。

一橋論叢第五二卷二号・昭和三十九年・五八頁一一五九頁)。明治法典論争の源流を、そこにつける思いがある。

(39) 明治十八年、東京控訴裁判所検事に在職していた橋本胖三郎は、「呉服橋猫屋事件」という取込詐欺事件にからみ、収賄の容疑をうけ、警視庁へ連行される途中、内務省に用所ありと称して、刑事を同省玄関に待たせたまま、裏門から逐電、フランス公使の援助でフランスへ逃亡、後ちに日本郵船の在外支店長になつたともいわれている(篠田鉄造『控訴院検事橋本胖三郎』・明治文化第一三卷七号・昭和十五年・二二頁一一三頁)。別説によると、この逃亡は当時の警保局長清浦奎吾が手伝い、明治三十九年当時、橋本は三井物産上海支店に勤務していたともい(黙堂「某老法曹の院長短評」・日本弁護士協会録事第一〇〇号・明治三十九年・一二〇頁)。明治十九年七月十日・時事新報は「橋本胖三郎氏は検事奉職中、賄賂を受たる事の発覚して外国に逃亡したりしが、目下仏国里昂府の仏国人某方

に流寓し、専ら学術を研究中にて追々は欧州各国を巡回すべき見込みとりと向へ内々通知ありたる由に聞く」と報じているから、当初フランスへ逃亡したことは確実と思われるが、その後のたしかな消息は不明である。因みに「日本郵船五十年史」(昭和十年)所載の支店長、出張所長の名簿(七七一頁以下)に、橋本の名は見出しえないから、同社の在外支店長であつたとする説は、誤りであろう。(40)(41) 註^{4・5}に同じ。沼博士は、この文書を「司法省日誌」(明治八年・第一〇二号)から引用されている(前掲財産法の原理と家族法の原理・六七八頁)。

(42) この第二期生の全予算は、優等生徒のフランス留学費をふくみ金十八万円であつたともいわれる(小宮三保松談、「吉原三郎追憶録」・昭和十二年・六六頁)。

(43) 前掲加太自歴譜・一〇四頁一一〇五頁。

(44) 「現行類聚法規」(明治十五年)第八卷・七〇頁以下、「法令全書」明治九年の部・一三八〇頁以下、田部芳(正則科第二期生に補欠入学)の談話によると「明治九年三月に司法省に仏国法律学科専門学校が設置された。名称そのものからして仏法を教授することが明かにされている。これが所謂司法省法律学校である」(司法界に対するフランスの影響)・法曹会会報第一二号・昭和十二年・一一页)とあり、また、井上正一(正則科第一期生)も「九年ニハ司法省ニ仏國法律学科専門学校ヲ設ケテ仏國ノ法學者ヲシテ仏國民法等ヲ講授セシメ云々」(前掲仏國民法ノ我國ニ及ホンタル影響・仏蘭西民法百年記念論集・六九頁)と述べおり、また、前掲司法治革誌にも、九年三月五日の条に「仏國法律学科専門学校ヲ本省中ニ設ケ云々」(三三二頁)とあるが、仏國法律学科専門学校という正式の名称はない。本文に掲げた九年三月司法省達に「仏國法律学科専門ヲ

開キ云々」とあつたことから、そうした校名が誤り伝えられたのであらう。

- (45) この推薦に関する文書の綴り込みが現在、東大図書館に所蔵されている(以下、入学書類と略称する)。関係文書の全部が揃つてゐるか、どうかはわからないが、これによつて計算すると、全国から推薦者は三五七名、書類選衡を経て入学試験に出頭を命ぜられた者は三二六名である。しかし、本文に後掲の小宮三保松談によると、「八百名計りの入学志願者」(前掲吉原追憶録・八四頁)とあるから、この数字が正しければ、前掲「入学書類」には脱漏があることになる。
- (46) 前掲司法沿革誌・三四頁。
- (47) 明治九年五月五日・法学課伺(「入学書類」による)。
- (48) 「入学書類」による。
- (49) 前掲吉原追憶録・八四頁。
- (50) 磯野・前掲法学校の素描・法律時報第三八卷五号・一三頁。
- (51) 前掲司法沿革誌・三六頁。
- (52) 註3に同じ。
- (53) 前掲司法沿革誌・三六頁。
- (54) 加太は、九年九月七日付を以て「普通学教師兼生徒取締」を命ぜられた(前掲加太自歴譜・官歴略・一二三頁)。
- (55) (56) (57) (58) (59) 「学校係書類」による。
- (60) 前掲分類大全・官職門・官制・刑部省彈正台司法省(一)・三一七頁。
- (61) 前掲正則科略誌・法曹記事第三三卷一二号・一一四頁。
- (62) 磯野・前掲法学校の素描・法律時報第三八卷五号・一二三頁。
- (63) 吉原の日記は、前掲吉原追憶録・三四一頁以下参照。
- (64) 前掲書・四〇頁。
- (65) 前掲書・二四頁。
- (66) 前掲書・二四二頁、一四五頁、二四六頁等。
- (67) 明治十年一月二十九日・学校課伺(「学校係書類」による)。
- (68) 明治十年一月十七日・学校課伺(「学校係書類」による)。
- (69) 明治十年六月一日・学校課伺(「学校係書類」による)。この文書には、「室田」の捺印がある。十年十月「官員録」によると、室田充美は司法省三等属である(一一四頁)。彼は依然として学校課の職員であつたと思われる(註20・参照)。
- (70) 註61に同じ。前掲司法沿革誌・四四頁。
- (71) 「学校係書類」による。この文書には、執筆「加太」、学校課長「青山」、卿「大木」の捺印がある。
- (72) 註61に同じ。
- (73) 明治十一年一月十四日・学校課伺(「学校係書類」による)。この文書には執筆に「加太」「大島」、学校課長「青山」、卿「大木」の捺印がある。明治十一年六月「官員録」によると、大島三四郎(正則科第一期生)は司法五等属である(一二八頁裏)。彼も学校課に配属されていたのである。因みに当時、加太は司法四等属であった(前掲自歴譜・官歴略・一二三頁)。
- (74) 註61に同じ。
- (75) 池田宏「大森鐘一」(昭和五年)・四九頁。大森は、六年十一月に十三等出仕として司法省に入り、明法權少属、明法少属、司法少属を経て、八年五月、正院へ移つた(前掲書・二五三頁)。
- (76) 註61に同じ。前掲司法沿革誌・四八頁。
- (77) 註61に同じ。前掲司法沿革誌・四九頁。
- (78) 註61に同じ。

(79) 註61に同じ。前掲司法沿革誌・五〇頁。アッペールは三十歳前から来朝、約八年間在留したので、フランス本国で栄進の機会を失い、帰国後はパリー大学法科の嘱託で、学生の演習指導をする傍ら、法制史雑誌の編集に従事、余り恵まれない後半生であつたといふ（織田・前掲司法界の恩人㊷・昭和九年六月二十六日・東京朝日新聞）。

(80) 註61に同じ。

(81) 前掲司法沿革誌・五六〇頁。

(82) 註61に同じ。前掲司法沿革誌・五一頁。

(83) 前掲分類大全・官職門・官制・刑務省彈正台司法省(一)・三三一一頁。

(84) 前掲書・三三三頁。

(85) 前掲書・三三三頁——三三四頁。

(86) 「正則科」の名称が公式文書に使用されたのは、私の知る限りにおいて、十七年十二月十二日の文部省告示（次節に掲載する）のみである。これは「法学校正則科」を「東京法学校」に改組したときのものである。したがつて、いつからその名称が正式のものとして用いられたかは、明らかでない。しかし、本稿では便宜上、八年五月、明法寮生徒が司法省本省に移されてから、東京法学校に改組されるまでの全期間を通じて、「司法省法学校正則科」の名称を用いた。

(87) 註61に同じ。

(88) 藤田・前掲明治初年仏國留学生の総代入江文郎について・書物展望第一〇巻一二二号・一五頁。

(89) 前掲司法沿革誌・五三頁。

(90) 註61に同じ。前掲司法沿革誌・五三頁。

(91)(92) 註61に同じ。

(93)(94) 磯野・前掲法学校の素描・法律時報第三八卷五号・一三頁

——一四頁。

(95) 前掲司法沿革誌・五三頁——五四頁。

(96) 前掲速成科略誌・法曹記事第二三卷一一号・一一六頁。

(97) 織田・前掲司法界の恩人・昭和九年六月二十五日・東京朝日新聞。

新

(98) 明治十四年二月十日・生徒課伺（「学校係書類」による）。この文書には、生徒課属「関口」、生徒課長「黒川」、輔「玉乃」、卿「田中」の捺印がある。明治十四年五月「官員録」によると、関口永益は司法六等属である（一四八頁）。

(99) 註4・5に同じ。

(100) 前掲司法沿革誌・五六〇頁。

(101) 前掲分類大全・官職門・官制・刑務省彈正台司法省(一)・三三八頁。

(102) 註61に同じ。

(103) 前掲加太自歴譜・官歴略・一四頁。

(104) 前掲司法沿革誌・五六〇頁。

(105)(106) 前掲正則科略誌・法曹記事第二三卷一一号・一一五頁。

(107) 註61に同じ。前掲司法沿革誌・五三頁——五四頁。

(108) 橋田秀雄談・法律新聞第二七二四号（昭和一年八月二十日）・一〇頁。

(109) 註61に同じ。前掲司法沿革誌・五六頁。

(110) 註61に同じ。

(111) 明治十四年八月四日・生徒課伺（「学校係書類」による）。新聞広告によつて募集が行なわれた。

(112) 明治十四年九月六日・生徒課伺(「学校係書類」による)。志願者は、津田藤麿、三浦荒次郎、神山亨太郎、沢野荒太郎、山本錦之助、池尻富興、秋山謙蔵、板垣富二の八名。この中、津田、三浦、神山が合格した。なお、板垣(十五年九月)、山本(時期不明)は、その後、転入学しているから、補欠募集にふたたび応募したものと思われる。

(113) 明治十五年六月七日および九月廿日・第七局伺(「学校係書類」による)。

(114) 註61に同じ。

(115) 註105・106に同じ。

(116) 註105・106に同じ。前掲司法沿革誌・九一頁。

(117) 前掲分類大全・官職門・官制・司法省(1)・三四三頁。

(118) (119) 註105・106に同じ。

(120) 註105・106に同じ。私費通学生の氏名は明らかでない。

(121) 註105・106に同じ。明治十七年十月「官員録」の司法省の部(一九

一頁表以下)、同十八年十一月「官員録」の司法省の部(二二二頁裏以下)、いずれにも、熊野敏三の名は見当らない。臨時雇の形で雇傭され、第三期生の授業に当つたのかも知れないが、この点、疑いをのこしておくる。

(122) 滝川政次郎「法制史」・「明治以後に於ける歴史学の発達」(歴史教育研究会編)・昭和八年・一四〇頁——一四一頁。博士は、杉村虎一氏(正則第一期生)および倉富勇三郎氏(速成第一期生)旧蔵の文書を利用されたようである。なお、博士は別にそれらの文書を資料として「日本司法省法学校逸聞(滿州国司法部法学校報・昭和十年四月)」を書かれたが、いま、それを披見できないのは、遺憾である。

(123) 註105・106に同じ。

(124) 織田・前掲司法界の恩人(2)・昭和九年六月二十三日・東京朝日新聞。

(125) 前掲回顧談(2)・昭和九年六月二十四日・東京朝日新聞。

(126) 註105・106に同じ。前掲司法沿革誌・九三頁。

(127) 織田・前掲司法界の恩人(2)・昭和九年六月二十二日、二十三日・東京朝日新聞。

四 東京法学校の創設、閉校並びに

学生の処理

明治十七年十二月、文部省、司法省協議の結果、司法省法学校正則科は廃止され、あらたに文部省直轄の東京法学校を創設、正則科の施設、教員、生徒は、同校へ移管された。

文部省告示(1)第四号

司法省法学校正則科之儀自今文部省ノ所轄ニ属シ東京法学校ト称候条旨告示候事

明治十七年十二月十二日

文部卿 伯爵 大木喬任
司法卿 伯爵 山田顯義

東京法学校開校当初の教職員は次の通りである。

職員
校長心得 加太 邦憲(文部省御用掛)

文典	文会話
暗誦	會話
地理	地會
算術	會地
小希臘文	理算
綴文	術話
小羅馬史	歷地
數學	會史
博物	理話
修身	作文
幾何	代數
歷史	化學
文學	作文
文學	歷史
經濟	歷史
性法	性法

本科生 授業時間毎日一時半

民経	前初期	後同期	二期	後同期	三期	後同期	四期	後同期
法經								
民法			同上					
刑法		同上						
治罪法		同上						
同上								
訴訟法								
同上								
國際法								
同上								
商法								
同上								
政治法								
同上								
同上								

第七条 左ニ記スル者ハ之ヲ給与スヘシ

食料、帽及靴(但一年兩度之ヲ給ス)、衣服洗濯費(但シ
肌着靴下ノ類ニ限ル)、藥餌、学用筆紙墨汁ノ類、炭油、
火薬等(一名ニ付一ヶ月金一円五十錢)

第八条 左ニ記スル者ハ之ヲ貸渡スヘシ

学用ノ書籍(但シ其他ノ書籍ハ縦覽室ニ於テ展覽スルヲ得)、
卓子椅子、ランプ、夜具

第九条 疾病ニ罹ル者ハ寢室又ハ病室ニ於テ加療セシム病症ニ因
リテハ病院ニ入ラシムルコトアル可シ

明治十七年における司法省法学校正則科本科の授業科目配当表は
前述したが(本稿八六頁参照)、東京法学校のそれは全く同じである。
予科の授業科目については、司法省法学校のそれが不明であるから
正確には比較できないが、東京法学校のそれから逆に推測して、司
法省法学校時代すくなくとも廃止直前の状況は、大体見当がつく。
すなわち、東京法学校の授業科目配当表は、司法省法学校のものを
踏襲したとみてよからう。

第五条 每学期大小試験ヲ行ヒ劣等ノ者ハ之ヲ除退ス 第一項試
験ヲ別テ大小試験ノ二トス 第二項小試験予科生ハ毎週
一回本科生ハ毎月一回之ヲ行フモノトス 第三項大試験
毎学期ノ終ニ於テ之ヲ行フ 第四項試験ノ方法ハ筆記又
ハ口頭ヲ以テス

第六条 左ニ列載スル日ヲ定休日トス
シ
本科終業ニ至リ選抜ヲ以テ仮留学ヲ命スルコトアルヘ
大祭日、日曜日、土曜日午後、自七月十一日至九月十日
夏期休業、自十二月廿九日至一月七日冬期休業、大試験
後休業、臨時休日ハ時々之ヲ掲示スヘシ

東京法学校開校直後、アッペールは、「親病氣ニ付一時本國へ帰
省願」を提出、十二月二十日、離京した。⁽⁸⁾ 彼がいつ帰任したかは明
らかでないが、その留守中は、梅、河村の両教員が代講し、フラン
ス語で本科生の教育に當つた。⁽⁹⁾ また、日本政府はアッペールの賜暇
帰国に際し、彼を勲四等に叙し、多年の労労をねぎらつてゐる。⁽¹⁰⁾

その後、教職員に若干の異動があり、明治十八年十一月「官員錄」
によると、蒲原権少書記官と山田五等属および教員であつた熊野敏

三と手塚太郎は在職せず、岩切甚蔵（文部七等属）、田中光儀（文部御用掛）の二名が加わつてゐる。⁽¹⁾

ところで、この東京法学校は實に短命であつた。十八年八月十四日、東京大学予備門が東京大学の管理を離れて独立の文部省直轄学校に改組された際（名称は從来のまま）、まず法学校の予科がそれに吸收合併されたのである。⁽²⁾

東京大学予備門

東京法学校予科及東京外国语学校仮獨両語学科ノ儀自今其門へ專屬候。此旨相達候事。

明治十八年八月十四日

文部卿伯爵 大木喬任

東京大学予備門

自今其門ニ於テハ東京大学予備生及東京法学校予備生ヲ教養シ兼テ他ノ官立諸専門学校ノ予備生ヲモ教養スヘシ此旨相達候事。

但今後学科課程並ニ入学規則ノ制定変更等ヲ伺出ントスルトキ及ヒ入学生ノ員數ヲ概定セントスルトキハ予メ本文關係ノ学校へ協議ヲ遂クベシ

明治十八年八月十四日

文部卿伯爵 大木喬任

つづいて翌月、残る本科も東京大学へ合併された。次の通りである。

文部省告示⁽³⁾ 第五号

当省所轄東京法学校ヲ東京大学法学部へ合併候。此旨告示候事
明治十八年九月廿二日

文部卿 大木 喬任

この告示に先立ち、学校自体は九月初め、本郷へ移転を終つていった。同年九月四日・時事新報所載の「文部省報告」には「東京法学校は本日本郷区元富士町文部省用地内新築校へ移転す」とある。

東京大学法学部へ合併の際、本科生が何名在籍したかは明らかでないが、「東京帝国大学五十年史」には「法学部從來の教科を一科と為し、法学校從來の教科を二科と為し、別々に相並びて教授すべき旨達せられたり」とあるから、彼等は独立の学級に編成されたものと思われる。それまでの東京大学法学部は英法の教育が中心であったから、從来の学生と仏法専攻の旧法学校生徒を合併することはできなかつたにちがいない。また、アッペールは外人教師として東京大学へ引きつがれて二十二年一月まで在職したから、彼が旧法学校生徒（第三期生）のクラスを主として担当したものと思われる。

東京大学法学部は、十九年三月一日、東京帝国大学法科大学に改組された（勅令第三号）。したがつて、旧法学校生徒も、卒業の際は法科大学の卒業となつたのである。東京法学校本科へ進んだ旧司法省法学校正則科第三期生四十六名の内、帝国大学法科大学を卒業した者は、二十一年三十三名、二十二年に二名、二十八年に一名、合計三十六名である（その氏名は、本稿八三頁以下参照）。

また、東京法学校予科へ進んだ旧司法省法学校正則科第四期生七十五名の内、大学予備門、第一高等中学（十九年四月一日、大学予

備門を改組) を経て、帝國大学法科大学を卒業した者は、二十五年に二十二名、二十六年に十三名、一十九年に一名、合計三十六名である(その氏名は、本稿八八頁以下参照⁽¹⁸⁾)。因みに、彼等は大学予備門において特別の学級を編成して教育された形跡はない。そのことは、織田萬が「私共は入学後間もなく学制改革の結果、大学予備門に合併され、次いで第一高等中学校の予科へ編入され、日本人の先生に教はることが多くなつて、語学の稽古が自然疎かになつた」⁽¹⁹⁾と述べていることから伺われる。

以上述べたごとく、東京法学校は、司法省法学校が東京大学に合併されるつなぎの役を果したにすぎない。この事情について、加太邦憲は次のように述べている。⁽²⁰⁾

伊藤博文が歐洲にて憲法及それに関する事を調べて帰り、十八九年頃に行政上の改革を見た。司法省は司法の必要上学校を建てるが、大学にはすでに法学部があるので、別に司法省に学校を置く理屈はないとして、司法省の正則学の方は大学に合併することに決した。これが確か十八年のことである。然し大学に合併する都合はよいが、司法省の学校は特別の規定を持つていたので、直に合することは出来ないので、東京法律学校の名で大学の構内に教室と寄宿舎とを建てた。それは横田等が司法省の正則学⁽²¹⁾で法律を半ば学び始めた時で、教師と生徒と共に大学の方へ移つた。学長も前の人が必要であると言ふので私が兼務で行つた。それで横田等は司法省で半分、文部省で半分学んだのであつた。

しかし、この記述を以てしても、なぜ司法省法学校が直接に東

京大学へ合併できなかつたかという理由は、はつきりしない。單なる司法省の面子の問題にすぎなかつたのかも知れないが、いま、その真相を知りえないのは、甚だ遺憾である。

なお、東京法学校の校長心得であつた加太は、同校が東京大学へ合併された際、東京大学法学部長心得を兼任、翌十九年一月二十六日まで在職した。

(1) 明治十七年十二月十三日・時事新報。前掲法令全書・明治十七年の部・一二二七頁。

(2)(3) 前掲文部省第十二年報・附録・五六四頁。

(4) 前掲書・五六二頁。

(5) 前掲書・五六四頁。

(6) 前掲書・五三〇頁。

(7) 前掲書・五六一頁以下。

(8) 前掲書・五六一頁以下。

(9) 織田・前掲司法界の恩人⁽⁴⁾・昭和九年六月二十九日・東京朝日新聞。

(10) 明治十七年十二月十二日・時事新報。

(11) 明治十八年十一月「官員錄」・一七九頁裏。十一月にはすでに東京法学校は廃校になつてゐたが、官員錄の記事は、出版数カ月前現在のものと思われる。

(12) 前掲東大五十年史・上巻・八六四頁——八六五頁。

(13) 明治十八年九月三十日・時事新報。前掲法令全書・明治十八年九月の部・二五八頁。

(14) 前掲東大五十年史には「十八年九月八日之を本郷区元富士町一

番地に移し」とある（上巻・五六六頁）。

(15) 前掲書・五六六頁。

(16) 前掲書・一一四四頁。

(17) 第一高等中学発足当時、旧司法省法学予科生徒は五十四名で、官費支給は中止となつたが、授業料だけは免除された（「第一高等学校六十年史」・昭和十四年・九一頁）。

(18) 帝国大学法科大学は、創設当初、しばしば学制を変更したので、卒業年度によつて、卒業学科名が異なる。すなわち、二十一年卒業生は、法科大学フランス部、二十二年卒業生は法科大学第二部（フランス法）、二十五、六年卒業生は法科大学参考科第一部（フランス法）、二十八、九年卒業生は法科大学フランス法兼修を、それぞれ卒業したのである（前掲東大五十年史・上巻・一一一〇頁—一一二一頁参照）。

(19) 織田・前掲司法界の恩人（）・昭和九年六月二十二日・東京朝日新聞。

(20) 加太邦憲「大学の起源」・「明治文化発祥記念誌」（大正十三年）・八四頁。

(21) 加太・前掲自歴譜・官歴略・一二四頁。